



総研叢書

第14集

# 寺院運営アップデート

—法律・広報・ITを活かすお寺のこれから—

浄土宗総合研究所

---

総研叢書.....第14集

---

## 寺院運営アップデート

---

—法律・広報・ITを活かすお寺のこれから—

---

浄土宗総合研究所

はじめに .....	名和清隆	3
第1章 お寺の未来ミーティングから 見える「寺院の課題」 .....	今岡達雄	6
第2章 寺院運営と寺院の社会的責任 .....		18
第3章 寺院と法律 .....	齊藤善隆	39
第4章 寺院における情報管理 ..	小路竜嗣	64
第5章 寺院運営のための広報戦略 .....	斎藤唯衣、大橋雄人	99
おわりに .....	名和清隆	135
補論 浄土宗総合研究所シンポジウム 「墓じまい」を考える概要報告 .....		137

## はじめに

次世代継承に関する研究班 研究主務 名和清隆

現在、寺院を取り巻く社会状況が大きく変化しています。かつて寺院は、主に所在する地域に居住する檀信徒によって護持されていましたが、高度経済成長期の人口移動を契機として、遠距離に居住する檀信徒も増加し、現在では生まれてから死ぬまでを同じ場所で過ごすというライフスタイルが、少数派となってきています。

近年「墓じまい」が各種メディアにおいて流行語のように取り扱われています。厚生労働省の報告によれば、墓地の改葬件数は2023年では166,889件であり、2010年の数値(72,180件)の2倍以上の数値となっています。この現象には大きな社会的変化が背景にあります。高度経済成長期を契機として人が移動し「過疎化」「過密化」という現象が生じましたが、これは同時に「世代による住み分けの状況」を生むことにもつながりました。またこれは、世代間の関わりが希薄になり互いに遠慮しあう空気を生むことにつながり、檀家の次世代に墓の継承がされづらい状況を生み出すことになりました。寺院はこの墓に関する流れに対して、墓じまいへの対応、墓じまいした場合の先祖の遺骨の安置と供養への対応、放置されたままの無縁墓地への対応、多様な墓地形態への対応など、これまであまり表面化

してこなかった問題への対応を余儀なくされるようになったのです。

むろん、寺院が抱える現代的諸問題は、墓に関することだけではありません。葬儀のあり方の変化、檀信徒の寺院に対する意識の変化、寺院行事に参加する人の減少、寺院の後継者問題、僧侶や寺族の労働環境など多方面にわたる課題が眼前に横たわっており、寺院を運営する住職には、これまで求められなかったような寺院運営の知識が求められているのです。

本書は現代社会において「より良い寺院運営」に必要な点を整理し、その具体的解決方法を提示するものです。各章の内容は次の通りです。

第1章 今岡達雄「お寺の未来ミーティングから見える「寺院の課題」」では、法然上人開宗850年慶讃事業「お寺の未来ミーティング -僧侶・寺族の研鑽のために-」でのグループワークの結果報告を分析し、寺院の抱える諸課題を抽出・整理しています。

第2章「寺院運営と寺院の社会的責任」では、戸松義晴（浄土宗総合研究所副所長・全日本仏教会前理事長）へのインタビューを通じて、現在寺院に求められている適切な管理運営・財務運営についてまとめています。

第3章 齊藤善隆「寺院と法律」では、墓地の管理・運営、墓じまい、散骨や手元供養など墓に関して必要な法律的知識について、また高齢者が人生の終末期を迎えるにあ

たり抱える諸問題（財産管理や処分、終末期医療の問題など）に関して、僧侶がどのように関わることができるのかを法律的視点から指摘します。

第4章 小路竜嗣「寺院における情報管理」では、寺院における適切な情報管理、檀信徒の個人情報管理保護やセキュリティ対策、また生成AIの実践的な活用方法や代表的なITサービスについて紹介しています。

第5章 斎藤唯衣・大橋雄人「寺院運営のための広報戦略」では、広報の必要性をデータを元に考察したうえで、実際に行なわれている活動事例を挙げながら、寺院運営に必要な広報戦略を提示します。

補論「浄土宗総合研究所シンポジウム「墓じまい」を考える 概要報告」は、2025年2月10日、大本山増上寺様において開催された公開シンポジウムの概要報告です。近年大きな問題となっている墓じまいについて、社会学者である井上治代氏の基調講演に加え、4人のパネリストによる様々な視点から言及した内容となっています。

各章ともに実践的・具体的内容ですので、本書を利用して「より良い寺院運営」に是非お役立ていただければと思います。なお本書は浄土宗総合研究所「次世代継承に関する研究」（令和6～7年度）の研究成果としてまとめられたものです。

# 第1章 お寺の未来ミーティングから 見える「寺院の課題」

浄土宗総合研究所 所長 今岡達雄

## はじめに

法然上人開宗850年慶讃事業21事業の一つに「お寺の未来ミーティング -僧侶・寺族の研鑽のために-」がありました。この事業には寺院が直面する課題についてのグループワークが組み込まれており、グループごとの討議結果がグループ発表として記録されています。この事業は未だ進行中であり、現時点（2025年9月現在）で38教区の集計がまとめられていますが、本報告では記録音声をデータ化し、テキストマイニングを適用して、討議内容を分析することにより、現在寺院が抱える問題を整理します。

なおデータ化に当たって、複数の内容を含む発言は内容毎に分けて別の発言データとし、発言数を計量しました。この計量分析用発言データは1198件です。課題領域毎の記述では当該領域に該当する発言データ数（件）とその比率（%）を示しました。

# 浄土宗寺院の抱える課題

1. 寺檀関係

2. 寺院運営

3. 法要関係

4. 社会環境

5. 寺院経営

6. 教化関係

7. 墓問題

8. 事業継承

9. 就労環境

10. 団体関連

11. 地域貢献

12. セキュリティ

13. 僧侶資格

14. 環境変化

15. 災害対応

16. クレーム

17. バリアフリー

18. 人権問題

19. 寺院問題

## (1) 寺檀関係

寺院と檀家の関係に関する課題領域です。具体的課題事例としては寺院と檀家との関係に関する問題を取り上げた内容であり、特に後継者不足や檀家の減少、若い世代の関心の低下が主なテーマとなっています。発言内容は「1. 檀家の減少と高齢化、2. 檀信徒の継承者問題、3. 若い世代の関与の低下、4. コミュニケーション不足、5. 少子高齢化と檀家減少など地域社会の変化、檀家の減少、檀家の後継者、役員の引き受け手がない」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は228件で、全発言の19%となっています。

## (2) 寺院運営

寺院の建物や立木、土地の維持管理等の課題領域です。具体的課題事例は寺院の運営や維持管理に関する問題を述べたものです。発言内容は「1. 寺院の運営を担う人材が不足している、2. 寺院の施設が老朽化、維持管理が困難、3. 寺院と檀家との間の情報伝達が不足、4. 寺院の維持に必要な資金を集めることが困難、5. 寺院におけるごみ処理や環境問題への対応」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は194件で、全発言の16.2%となっています。

## (3) 法要関係

葬儀・法事など法要に関する課題領域です。発言内容は葬儀や法事に関する現状とその変化についての課題指摘であり「1. 葬儀の簡略化（一日葬等）と法事の減少、2. 檀家との関係の希薄化、3. コロナ禍の影響、4. 家族葬の増加、5. 宗教観の変化と先祖崇拝の希薄化、伝統的な葬儀文化の変容」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は119件で全発言の9.9%となっています。

## (4) 社会環境

寺周辺の社会環境変化にかかる課題領域であり、現状課題における他カテゴリの原因となるような課題があり、課題と原因の切り分けが明確でなく分析としては曖昧さを残

しています。発言内容は地域の寺院が直面している人口減少や高齢化、社会構造の変化に関する問題と指摘しており「1. 人口減少と過疎化、2. 高齢化の影響、3. コロナ禍の影響、4. 社会問題と寺の存続、5. デジタル化と新たな課題」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は108件で全発言の9.0%となっています。

### (5) 寺院経営

寺院を維持するための経営的課題領域です。具体的発言として寺院の経済的な問題に関する問題意識が述べられており、発言内容を要約すれば「1. 収入が減少している、2. 護持会費や寄付金を集めにくい、3. 寺院の維持管理や行事の実施に必要な資金が不足している、4. 地域の経済状況が寺院の収入に直接的な影響を与えている、5. 寺院の老朽化と維持管理」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は102件で全発言の8.5%となっています。

### (6) 教化関係

寺院や僧侶による教化に関する課題領域です。具体的発言としては寺院における教化活動や信仰心の低下に関する問題が述べられており、発言内容を要約すれば「1. 法事をする人が減った、2. 定期法要の参加者が減少、3. 信仰心の低下、葬儀や伝統行事の意義を見出せない人が増加、

4. 社会的な変化の影響、寺院への関心が薄れている、5. 宗教に向き合うための情報が檀信徒に伝わっていない」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は102件で全発言の8.5%となっています。

## (7) 墓問題

墓に関する課題領域です。具体的発言としては墓じまい、墓の継承者、無縁墓などの墓に関する発言をまとめたカテゴリです。発言内容を要約すれば「1. 墓じまいの増加、2. 墓を守る後継者が減少している、3. 宗教離れと檀家の減少、4. 無縁墓の増加し、管理が困難になっている、5. 墓じまいは、終活の一環として相談が増加」等の問題が含まれています。

このカテゴリに分類された発言数は85件で全発言の7.1%となっています。墓じまいの増加は、社会変化や宗教観変化、家族構成変化と深く結びついており、今後の墓地管理や供養の在り方に影響する大きな問題です。

## (8) 事業継承

寺院後継者にかかる課題領域です。お寺の後継者問題は深刻です。発言内容を要約すれば「1. 後継者がいない、後継を望まない若者が増えている、2. 住職の高齢化、後継者不足、3. 家庭構成の変化、単身・核家族世帯が増えた、4. 宗教法人に対する誤った認識が、後継者問題をさらに

複雑にしている、5. 寺院の収入が不安定であり、子供に継がせることが難しい」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は70件で全発言の5.8%となっています。

### (9) 就労環境

寺院で働く人達の労働環境に関する課題領域です。寺院における宗教活動は、一般社会における労働とは異なるものかもしれません。しかし実際にそこで働く者にとっては、一般社会で行われている労働と大きく異なるものではありません。その結果、色々な意見が述べられました。発言内容を要約すれば「1. 僧侶や寺族はプライベートな時間がなく、住職は多忙で休みが取れない状況にある、2. 留守番ができる人員が不足しており、家族内でのスケジュール調整が必要、3. 忙しさからストレスが溜まり、健康に悪影響を及ぼす僧侶が多い、4. 僧侶の働き方に働き方改革が求められている、5. 僧侶の家庭内での問題が発生している」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は65件で全発言の5.4%となっています。

### (10) 団体関連

他寺院や組・教区・宗との関係にかかる課題領域です。個々の寺院からこれを包括する宗まで、組織にかかる問題をこのカテゴリに押し込みました。具体的発言としては個

別寺院の運営から浄土宗宗務に関する問題などが述べられています。発言内容を要約すれば「1. 一般寺院が宗政に対して関心が薄い、2. 青年会や研修会への参加者の減少、3. 宗としての問題、一貫した広報戦略の不足、4. コロナ禍の影響、5. 檀信徒の相談窓口開設の必要性」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は24件（2.0%）となっています。

### **(11) 地域貢献**

寺院や僧侶の地域貢献に関する課題領域です。具体的発言としてはお寺と地域社会との関わりに関する現状の課題について発言がありました。発言内容を要約すれば「1. お寺は地域との関わりが重要であり、地域貢献や交流を通じてその役割を果たすべきである、2. 他寺院との関わりも重要である、3. お寺との交流が難しいと感じる人が多い（敷居が高い）、4. 地域とのコミュニケーション不足、5. 住職が地域活動に積極的に参加する必要性」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は21件（1.8%）となっています。

### **(12) セキュリティ**

寺院の防犯対策に関する課題領域です。具体的発言としてはお寺に関連する防犯やセキュリティの問題について発言がありました。発言内容を要約すれば「1. お寺に対す

る悪い情報がSNSで広がること、2. 火災保険料が高く、経済的な負担が増している、3. 開かれたお寺を目指す、逆にセキュリティの問題が浮上する、4. 防犯対策が求められている、5. 仏像盗難事件があり、治安や防犯に対する不安が大きい」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は17件（1.4%）となっています。

### (13) 僧侶資質

僧侶の資質に関する課題領域です。僧侶の教育や資質に関する問題を中心に発言がありました。発言内容を要約すれば「1. 僧侶の教育と資質の問題、2. 昔は長老が寺院の知識を伝えていたが、現在はその役割を担う人がいなくなっている、3. 僧侶の資質や能力が低下している、4. 寺院の人材育成が難しくなっている、5. 僧侶の質の低下が寺院経営や檀信徒との関係に悪影響を及ぼしている」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は17件（1.4%）となっています。

### (14) 災害対応

地震・豪雨等の自然災害にかかる課題領域です。災害時の対応についての現状の課題への発言がありました。発言内容を要約すれば「1. 地震や河川の氾濫に対する不安と建物の老朽化、2. 地域の特性を考慮した災害対策が必要、3. 自然災害の発生が言及されており、これに対する警戒

が必要、4. 水害によって影響を受けた人々が移動手段を失い、お寺へのお参りが難しくなっている、5. 地震対策が重要であり、特に高い津波のリスクがあることが強調されている」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は11件（0.9%）となっています。

### (15) 環境変化

自然環境の変化にかかる課題領域です。地震や津波による災害は、被害を最小にすべく全国各地の数値予測が発表されています。加えて地球温暖化による気候変動の影響が異常な高温や豪雨水害をもたらしています。これらの環境変化は寺院活動にも様々な問題が起きているようです。自然環境の変化に関連する問題についての発言内容を要約すれば「1. 自然環境の変化により、虫が大量に発生、2. 落ち葉の処理が困難になっている、3. 猫の夜鳴きがうるさく、問題となっている、4. 山間部ではイノシシ・鳥など、都会ではハクビシンなど害獣の駆除や落ち葉の掃除が問題、5. 異常気象が原因で、落ち葉や草が急速に増加」等の問題が含まれています。このカテゴリに分類された発言数は10件（0.8%）となっています。

### (16) クレーム

寺や寺院活動に関するクレームに関する課題領域です。このカテゴリに分類された発言数は8件（0.7%）となって

います。具体的発言としては、クレームの内容は明らかにされていませんが「1. 檀家からのクレーム（苦情）があった」4件、「2. 寺で発生する音に関するもの（除夜の鐘、木魚、気遣いが必要）」3件、これに加えて「3. 新興住民との関係」1件の計8件です。

### (17) バリアフリー

寺のバリアフリー化に関する課題領域です。このカテゴリに分類された発言数は8件（0.7%）となっています。具体的発言としては「バリアフリー化は必要であるが、バリアフリー化するのが困難である」5件、「バリアフリー化という表現のみ」2件、「環境整備に問題あり」1件となっています。

### (18) 人権問題

LGBTQへの対応など人権問題に関する課題領域です。このカテゴリに分類された発言数は5件（0.4%）となっています。具体的発言としては、「人権の問題やLGBTQの問題が見過ごすことの出来ない問題である」との指摘が3件、より具体的には「トイレの男女別の問題」や「戒名に関する発言」がありました。

### (19) 寺庭問題

寺院における寺庭の役割に関する課題領域で、4件（0.3

%)の発言がありました。その内訳として「寺族の寺内外からの意識」2件、「寺庭のあり方」1件、「寺庭婦人会のあり方」1件でした。寺における寺庭の役割、寺族の意識として寺と社会の関係をどのように考えるか、あるいは一般社会から見て寺に居住している寺族の位置づけを再定義する必要もあるかもしれません。

## おわりに

ここで示された課題は、開宗850年慶讃事業「お寺の未来ミーティング」のグループワークで、寺院関係者（住職、所属教師や寺庭婦人等）が考えた、寺院が直面する様々な課題についての討議の結果を取りまとめたものです。そのため寺院や教師が直面している現状から近未来的な課題が中心となっています。それらは当面対応しなければならぬ課題であり重要な情報ではありますが、現状や伝統的な寺院のあり方を肯定し、将来もこれを維持・継承していくという保守的な対応になりやすいことも指摘しておきたいと思います。

「お寺の未来」を考えるとき過去の延長上に解決策を見通せない事態もあろうかと思えます。「人口減少と高齢化」「過疎進展と都市集中」「価値意識の変容」「デジタル社会への対応」等は現在でも大きな課題を生み出していますが、将来的には現在のような緩やかな変化ではなく劇的な変化を生み出す可能性があります。将来的な社会・経済

環境の変化の中で寺院や教師が如何なる活動を行うべきかといった規範的視点からのアプローチによって対応課題を見いだしておくことが今後の重要課題であると考えます。

## 第2章 寺院運営と寺院の社会的責任

本章では、戸松義晴（浄土宗総合研究所副所長・全日本仏教会前理事長）へのインタビューを通じて、現在寺院に求められている適切な管理運営・財務運営についてまとめます。

—本日は寺院運営と寺院の社会的責任について戸松先生のお考えを伺いたいと思います。まず基本として最初に確認しておきたいことは、寺院の住職と宗教法人の代表役員という、社会的には二つの異なる立場があるという点です。

**戸松**：寺院運営を考える際には、寺院の住職という聖としての側面と宗教法人の代表役員という俗の側面、双方の立場を踏まえて考えていくことは非常に重要な視座です。聖と俗の双方の間にありながら、社会から求められる僧侶であり続けるためには、一般の企業よりも一段高いコンプライアンスの遵守とガバナンスの強化が不可欠となるでしょう。そこで寺院の社会的責任について考えるにあたり、「1. 寺院の管理運営」「2. 財務運営」「3. 寺院僧侶に求められる役割」という3つの柱があります。

### 1. 寺院の管理運営

—それでは、まず「寺院の管理運営」についてお聞かせく

ださい。

**戸松**：まず第一の柱である「寺院の管理運営」においては、法令遵守（コンプライアンス）の重要性が挙げられ、宗教法人として守るべき法令遵守には、適正な管理運営（ガバナンス）、説明責任（アカウンタビリティ）、そして情報開示（ディスクロージャー）の3つの要素が含まれます。これらは宗教法人法にも定められている極めて重要な案件です。

—「適正な管理運営（ガバナンス）」について、具体的にどのような点が注目されるのでしょうか？

**戸松**：「適正な管理運営（ガバナンス）」については、A. 役員による適正な運営、B. 代務者の設置、C. 聖俗分離原則の徹底、D. 役員の利益相反事項（行為）の禁止の4点が特に注目されます。

—A. 役員による適正な運営について、宗教法人法ではどのような規定がありますか？ また、実際のトラブル事例があれば教えていただけますでしょうか。

**戸松**：宗教法人の役員について、宗教法人法では、以下のように定められています。

第18条 宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員の互選によって定める。

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

第19条 規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

ここで重要な点は、宗教法人の事務の決定権は責任役員（会）にあり、代表役員による事務運営の独断専行は許されないということです。実際のトラブル事例として、以下のような事案があります。

宗教法人Zは、所有する土地が都市計画道路の用地となり、億単位の補償金を得ました。この補償金に目を付けた不動産ブローカーがZの代表役員に対し、観光客向けに施設の建て替えや温泉の掘削を持ちかけました。代表役員はこの甘言に乗り、他の責任役員を無視してZの土地を担保に入れて融資を受け、建設会社に施設の設計を依頼し、温泉を掘り始めました。また、このブローカーを責任役員に就任させ、寺院の実印等を預けてしまい

ました。しかし、実際には施設の建て替えは行われず、温泉も湧かず、代表役員が死去した後、Zの土地は大半が消失していることがわかり、また、借金を巡って多数の債権者が現れ、Zは裁判を起こされてしまいました。

このような事態を避けるためにも、責任役員による適切な運営が不可欠です。

—B. 代務者の設置については、どのような場合に必要となるのでしょうか？

**戸松**：宗教法人法第20条により、以下のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければなりません。

一 代表役員または責任役員が死亡その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。

二 代表役員または責任役員が病気その他の事由によって3ヶ月以上その職務を行うことができないとき。

たとえば「長期にわたり入院している住職（父）、でも死ぬまで住職（代表役員）でいさせてあげたい」としても、この場合は代務者を置く必要があります。これは、法人の運営を停滞させないための重要な規定です。

—C. 聖俗分離原則の徹底について、具体的に宗教法人法ではどのように定められていますか？

**戸松**：宗教法人法第18条6項に、

代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員に宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

とあります。これは、宗教法人の活動領域は「宗教活動」と「事務」の二つに大別され、宗教法人法が関わるのは「事務」の領域であり、その運営の仕方を法人規則が規定していると捉えるべきです。代表役員や責任役員は、宗教法人法に定められた、あくまで事務に関する役職であり、宗教活動については、宗教者（住職）の裁量として活動していくことができるということを意味します。この聖俗分離を徹底することが、トラブル防止にもつながります。

—D. 役員の利益相反事項（行為）の禁止について、どのような行為がこれに該当しますか？

**戸松**：宗教法人法第21条1項に、

代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばな

ければならない。

ことが定められています。宗教法人と利益が相反する事項とは、たとえば以下のような行為が挙げられます。

法人所有の財産を代表役員（住職）が個人の立場で購入

住職所有の財産を法人に有償で譲渡

住職が法人から金銭の貸付けを受ける

住職個人の債務に法人の財産を担保に供する

これらの行為は、代表役員が個人の利益を優先し、法人の利益を損なう可能性があるため、責任役員会等においても代表役員は議決権を有することはできず、仮代表役員を立てる必要があります。

—続いて寺院の管理運営において、「説明責任（アカウントビリティ）」と「情報開示（ディスクロージャー）」はどのように重要となりますか？ 具体的には、どのような制度が関係してきますか？

**戸松**：「説明責任（アカウントビリティ）」と「情報開示（ディスクロージャー）」については、主に公告制度と事務所備付書類の閲覧制度が重要となります。

公告制度については、宗教法人法第23条に規定されており、以下の行為を行う場合は、少なくとも1ヶ月前に公告が必要となり、これを怠った場合は過料が科される場合が

あります。

- 一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。
- 二 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること。
- 三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。
- 四 境内地の著しい模様替をすること。
- 五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第二条に規定する目的以外の目的のために供すること。

上記の中には、例外もあります。たとえば借入についてはその会計年度内の収入で返済できるような一時的な借入れは法律上、公告義務の対象から除外されます。また、境内建物は、災害により建物に危険が生じた場合など緊急の必要に基づく場合、また軽微な変更すぎない場合は公告義務の対象から除外されます。

注意が必要なのは、宗教法人の境内建物や境内地を公告せずに売却した場合は、原則としてその売買契約は無効となることがあるという点です。

**戸松**：事務所備付書類の閲覧制度については、宗教法人法には以下のように定められています。

第25条 宗教法人は、その設立（合併による設立

を含む。)の時に財産目録を、毎会計年度終了後3ヶ月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類および帳簿を備えなければならない。

一 規則及び認証書

二 役員名簿

三 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

四 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類

五 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

六 第六条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

これらの書類は、檀信徒や債権者・保証人、包括・被包括関係にある宗教団体から請求された場合には、事務所備付書類を閲覧させなければなりません。

また、同25条4項に、

4 宗教法人は、毎会計年度終了後4ヶ月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

と規定されています。この提出は平成7年より義務化され、未提出の場合は督促状が送付され、その後裁判所に対して過料事件通知書が送付されます。刑事罰は10万円以下（平成18年5月1日以降）となっています。

—これらの事務所備付書類について、未提出の場合さらにもどのようなリスクが考えられるのでしょうか？

**戸松**：まず、不活動宗教法人と認定される問題が挙げられます。文化庁が公表している「不活動宗教法人対策マニュアル」には、不活動と判断するための具体的な基準が示されており、その一つとして事務所備付書類の写しの提出義務を、適正な督促にもかかわらず2年続けて履行しない場合が挙げられています。事務所備付書類の提出義務について、以前は未提出のまま放置されることもありましたが、現在は文化庁の方針が厳格化され、期限までに提出がなければ機械的に過料請求の手続きが進められるようになりました。この請求は都道府県の担当部署から裁判所へ申し立てがなされ、実際に過料を科されている寺院は増加傾向にあります。

ただし、この対応には都道府県によって温度差があるのが実情です。ある寺院では10年ほど書類を提出していなかったにもかかわらず、一度も過料を科されなかったという事例もあります。これは、行政が過料を科す前提として、

まず督促状を送付する必要がある、その手続きを怠っていた、いわば行政側の瑕疵であった可能性が考えられます。しかし、記録としては残り続けるため、将来的に何らかの不利を被る可能性は否定できません。

—不活動宗教法人の問題点とその具体的な事例などがあれば教えていただけますか？

**戸松**：不活動宗教法人の最も懸念される点は、その法人格が悪用される危険性です。法律上、宗教法人格の「売買」はできませんが、実質的には責任役員の構成員を入れ替えることで法人を乗っ取ることが可能です。ブローカーが介在し、住職に退職金名目で金銭を渡し、代表役員の座を事実上買い取るといった手口が横行しています。こうした法人は包括関係を離脱して単立法人となり、反社会的な活動や脱税の温床となるケースが後を絶ちません。実際に、宗教法人を悪用したとして逮捕者が出た事例や、海外企業が日本の宗教法人を買収している事例も報告されており、問題は深刻化しています。一部の不心得な宗教者の問題だと看過するのではなく、こうしたニュースが社会全体に与えるイメージの悪化を、私たちは重く受け止める必要があります。

—不活動宗教法人が最終的に行き着く先として、財産の国

庫帰属という道があるとのことですが、かつては不可能とされていたものが、鳥根県の金皇寺の事例で大きく転換したそうですね。詳しく教えていただけますか？

**戸松**：かつては、国庫帰属には「建物が無いこと」「境界が確定していること」など厳しい条件があり、事実上不可能とされていました。しかし、鳥根県の金皇寺の事例が大きな転換点となりました。この寺院は、解散後も広大な土地建物の引き受け手がおらず、海外の産業廃棄物業者から買収の申し出があるなど、安全保障上の懸念も生じていました。これらの状況から最終的には特例的な形で国庫への帰属が認められたのです。この一件が前例となり、現在では複数の寺院が同様の形で問題を解決しています。これは、法人格が悪用されることによる社会的損失の方が大きいという、厳しい目が社会にあることの表れと言えるでしょう。

—旧統一教会の問題が、宗教法人制度をめぐる議論を加速させたとのことですが、具体的にどのような影響がありましたか？

**戸松**：旧統一教会の問題は、宗教法人制度をめぐる議論を一気に加速させました。解散請求が行われた際、現行の宗教法人法では、残余財産を関連団体に移すことが可能であり、また、解散した法人の役員が新たな法人の役員になる

ことを防ぐ欠格事由も定められていないという不備が大きく報道されました。このような法の抜け穴に対し、社会からは厳しい批判の声が上がり、財務省は宗教法人への課税強化を、そして一部の政党は宗教法人法そのものの改正を強く求めています。文化庁がなんとかその動きを抑えているのが現状ですが、もし次に大きな不祥事が起きれば、法改正は避けられないでしょう。だからこそ私たちは、国民からの共感と理解、そして信頼を得ることの重要性を、今一度真剣に考えなければならないのです。

## 2. 寺院の財務運営

一次に、二つ目の柱である「寺院の財務運営」について伺います。多くの寺院では住職が代表役員を兼務されており、宗教者としての顔と、法人を運営する経営者としての顔という二つの側面をお持ちかと思います。この二律背反する役割をどのように両立させていくべきでしょうか？

戸松：この二律背反する役割を、私たちは巧みに両立させていく必要があります。檀信徒からは宗教者として、金銭に執着しない清廉な姿勢が求められる一方で、代表役員としては、寺院を安定的に運営するために収入を確保し、事業計画を立てなければなりません。

その上で、財務運営においてまず徹底すべきは、やはり法令遵守です。特に、収益事業を行っている場合、その収

益は宗教活動に還元されることを前提に税の優遇措置が認められています。もし駐車場経営など、収益事業の実態が形骸化していると判断されれば、優遇は取り消されるでしょう。逆に、地域の集会に場所を提供するなど、収益を地域社会に還元していることを明確に示せば、それは災害時の復旧・復興支援といった公的な補助に繋がる可能性もあります。目に見える形で社会貢献を行うことが、結果的に寺院の財政基盤を強固にすることにもなるのです。

—財務運営において、他に推奨されることはありますか？

戸松：ある程度の事業収入がある寺院においては、複式簿記・損益計算書の導入を強く推奨します。複式簿記による決算書は、金融機関から融資を受ける際の必須条件となるだけでなく、過去からの経営状況の推移を客観的に把握し、不正を防ぐ上でも極めて有効です。さらに、資産運用に関しても、金融機関の言うがままに投資を行うのではなく、住職自身が金融リテラシーを高め、自らの判断で責任を持って行うべきです。今後の寺院経営において、布施収入の大幅な増加は見込めません。新たな収入源を模索する上でも、経営者としての視点は不可欠です。

—全国の寺院の事業規模を考えると、すべての寺院においてお話にあるような財務運営を行うにも限界があると思ひ

ますが、どのように捉えるべきでしょうか？

戸松：確かに、こうした努力をするにも限界はあります。私たちは、全ての寺院を等しく救うことはできないという厳しい現実も直視しなければなりません。社会から必要とされなくなった店舗が淘汰されていくように、寺院もまた例外ではありません。兼務住職を増やして数を維持するという方策にも限界があります。寺院の生老病死から目を背けるのではなく、それを受け入れた上で、最後まで務めを果たそうとする住職をどう支えるかという、新たな支援システムの構築が求められています。

—ここで旧統一教会の問題に関連して成立した「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」について、お布施の強要が法律違反となる可能性があるとのことですが、具体的に教えてください。

戸松：「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」は消費者庁が所管する法律ですが、旧統一教会等の特異な宗教法人に限ったものではなく、その内容は私たちにとっても無関係ではありません。

この法律では、寄附の勧誘に際して、不当勧誘行為で寄付者を困惑させることを禁止しています。具体的には第4条に以下のように規定されています。

一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。

三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。

四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。

五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いている

ものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

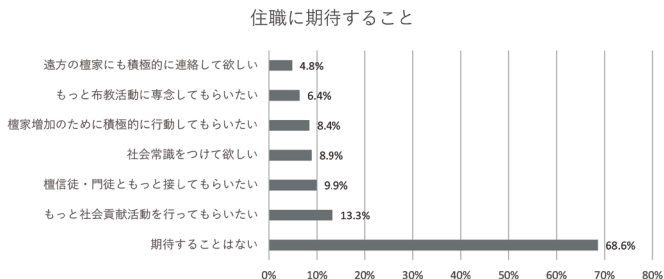
六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

例えば、因縁話などで相手の不安を煽って高額な寄付を要求したり、「葬式をしなければ成仏できない」といった言葉で布施を強要する行為は、この法律に抵触する可能性があります。そもそも宗教者としてあるまじき行為ですが、こうした振る舞いが社会からの信頼を失墜させ、ひいては宗教界全体の危機に繋がることを肝に銘じるべきです。

### 3. 寺院僧侶に求められる役割

—最後に、三つ目の柱である「寺院僧侶に求められる役割」について、ここでは公益財団法人全日本仏教会と大和証券株式会社の共同調査である「仏教に関する実態把握調査報告書」を基にお伺いいたします。

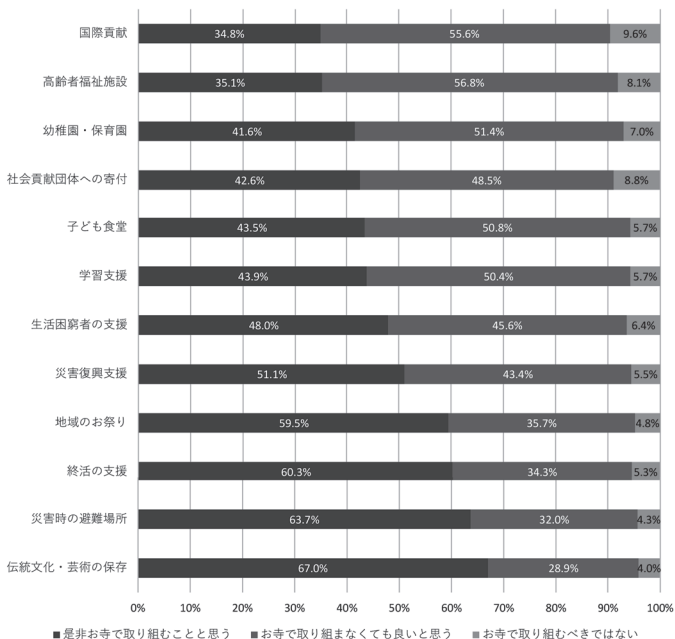
### 1-3. 住職に期待すること



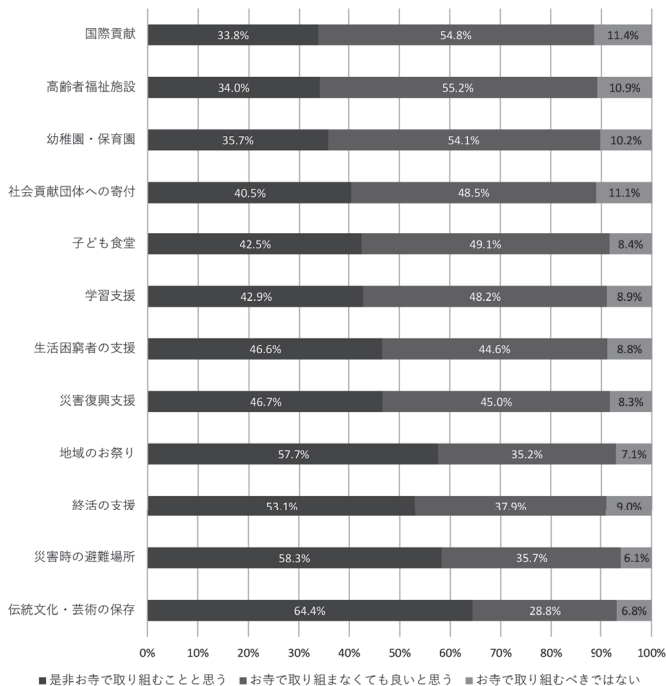
出典：「仏教に関する実態把握調査（2024年度）」p.11  
 （公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

### 1-6. お寺で取り組むべき社会貢献活動

お寺で取り組むべき社会貢献活動（菩提寺有り）



### お寺で取り組むべき社会貢献活動（菩提寺無し）



出典：「仏教に関する実態把握調査（2021年度）」p.15  
 （公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

上記アンケート1-3では、仏教寺院の住職には社会貢献活動を求める声が多くあり、アンケート1-6を併せて参照すると仏教や寺院に期待することとして、伝統文化・芸術の保存に次いで、災害時の避難場所としての支援活動を挙げる声があるとのことですが、これについてどうお考えでし

ようか？

**戸松**：特に東日本大震災以降、寺院が避難場所として社会から期待されているという現実、私たちが真摯に受け止めるべき点です。東京都と東京都宗教連盟が災害時における包括協定を締結したことは、全国の自治体と宗教界が連携する上での象徴的な一歩であり、今後こうした動きはさらに広がっていくでしょう。これは、憲法が定める政教分離の原則を超えて、宗教界が社会貢献に関わる大きなチャンスでもあります。

—その一方で、同じ調査では、実に7割近くの人々が「寺院や住職に特に期待することはない」と回答しているという厳しい現実もあるとのことですね。これは何を意味するのでしょうか？

**戸松**：これが、現代社会が私たちに向けるリアルな視線です。期待もされていない人間が、『亡くなれば極楽浄土へ行けます』『この儀礼で送れば間違いありません』と説いたところで、誰が納得してお布施を払い、有り難いと思うのでしょうか。私たちはこの点において認識が甘すぎます。教えの価値を決めるのは私たちではなく、檀家さんです。お布施も、あるいは教えそのものも、それがどれほど真理であろうと、一般の人々の共感が得られなければ消えてし

まいます。浄土を物理的に見せることはできません。だからこそ、最終的な担保となるのは『この住職が言うことなら信じよう』と思ってもらえる人間性や信頼関係しかないのです。そこへの認識が、今の仏教界はあまりにも甘いと云わざるを得ません。

—社会あるいは檀家との信頼関係を高めていくという認識が甘いとのご指摘ですが、それでは私たち僧侶は信頼を得るためにどのように立振る舞うべきでしょうか。

**戸松**：医療の世界では、医師は嘘をつかないという絶対的な信頼の上に、患者との関係が成り立っています。たとえ厳しい診断であっても、事実を正直に伝えることが、最終的な信頼に繋がるのです。私たち宗教者も同様です。極楽浄土の存在を証明することも、死後の世界を見せることもできません。私たちが語る物語を信じてもらうためには、語っている私たち自身が、一人の人間として信頼される以外に道はないのです。

現代社会において、AIにはできない、人間ならではの役割が僧侶にはあると言われます。それは、合理性や生産性では測れない、人の感情に寄り添う部分に他なりません。しかし、その役割を果たすために求められているのは、高度な教学知識や巧みな布教の技術ではありません。アンケート1-3で示されたのは、「社会常識をつけて欲しい」とい

う、あまりにも基本的な要望でした。挨拶の仕方、人との接し方、相手への敬意といった、当たり前のコミュニケーションこそが、信頼の第一歩となるのです。

「阿弥陀仏の救い」や「慈悲」といった教えは、決して概念であってはなりません。それを具体的な「形」として、人々の苦しみや悲しみに寄り添う「アクション」として示して初めて、その思いは伝わります。私たち一人ひとりが、自らの人間性を磨き、社会人としての常識をわきまえ、正直さ誠実さをもって人々と向き合うこと。それこそが、これからの時代に僧侶として生き残っていくための、唯一の道であると確信しています。

文責：石上壽應

## 第3章 寺院と法律

弁護士 齊藤善隆

### はじめに

多様化した現代社会においては、寺院への相談内容も複雑化し、また僧侶自身も様々な現実の問題に直面し、信仰だけでなく法的な対応が必要となる場面が増えているようです。社会的には宗教に対する厳しい目が向けられ、寺院運営にもコンプライアンス（法令を遵守し社会通念・倫理に協調していくこと）が求められる時代になっています。困ったときにどのように解決をするのか、困らないようにするにはどのような準備をしておけばよいのか、一つの基準として、本稿では法律についてお話します。

法律は権利関係の明確化あるいは正当性を担保する基準として、問題や紛争解決のために有効な手段であり、法令を順守することは寺院の適切性や社会的信頼性を示す一つの方法となるものです。例えば寺院が祭具などの財産を有し、寺叢（寺院土地や寺院建物）を所有していくうえで、「宗教法人」として登録をし、活動をしていることが一般的です。宗教法人とする理由の一つには、日本では個人が法人でなければ、安定的に権利を有する立場として権利関係を構成できないことがあります。しかし生まれながらに存在することが明らかであり権利を有する「個人（自然

人)」と異なり、法人は概念的なものですから、権利は一定の条件の中で認められ、法律などによって細かく定められています。例えば宗教法人法は宗教団体に法人格を与える一方で、一定の手続きの下に権利と義務を定めています。また寺院を運営していくためには、他にも墓地、埋葬等に関する法律（本稿では以下「墓埋法」といいます。）などの規制や、民法、借地借家法が必要となることもあるでしょう。住職への給与の支払いや寺院職員を雇用している場合には労働基準法や労働契約法なども関係するであろうし、過去帳のような檀家の情報という個人情報を取扱うときには個人情報保護法も参照しなければなりません。このように考えると住職としても寺院としても、ある程度法律について知っておく、あるいは法的な視点を持つことが必要な時代となりました。

では法的な視点とは何か、これは権利と義務で考えるということになります。日本では「合意がある場合（契約）」か「法律上の根拠がある場合」に私たちは権利を生じ義務を負うことが大前提となります。そこで問題に対して、過去にどのような合意をしたか、あるいは法律上の根拠がないかどうか考えることを、本稿では法的な視点と定義して、様々な問題を検討していきます。

## 具体的な相談事例

### 1. 檀家や墓地使用者の権利

#### (1) 墓地を使う権利ってどのような内容ですか。

檀家、あるいは墓地を使用している墓檀家にはどのような権利が認められるのでしょうか。これを合意（契約）で考えると、先祖代々檀家である家と寺院との関係は既にかなり昔から継続していることでもあり、当事者の意図やそもそもの檀家制度のはじまりまで遡ることは困難です。一般的に裁判などのケースでは、裁判所は、墓地の使用は檀家と寺院との墓地使用契約があると評価することが多いようです。この場合の契約内容は、いわゆる墓地区画の永代使用、すなわち墓地の区画を、檀家の代が変わっても使い続けることができる継続的な墓地使用の合意だと思われます。もちろん墓地を使用するために自身が使用する墓地までの移動通行権なども合意に含まれると考えられており、例えば護持会会費を支払わないからと通行の妨害等を行えば、債務不履行ないし不法行為といった民事上の賠償責任を負う可能性があります。

墓地までの通行権にとどまらず「墓参りをする権利」なども墓地使用者には認められる余地があります。特殊な事例ではありますが、実際に祭祀承継者に先祖の墳墓の前での墓参の権利を認めた裁判例（京都地判平成13年11月1日）があります。

また墓地使用者は隣の墓地からの石碑が倒れるなどの危険がある場合には、墓地使用权に基づいて、使用者ないし管理者にその危険の排除を求めることができると解されています。

では、宗教宗派の異なる寺院に対し、寺院墓地への埋葬を求める権利はあるのでしょうか。近年は、例えば親子でも宗教宗派が異なる場合があります。この場合墓地使用者は、寺院に対し、自身の使用する墓地に、寺院とは異なる他宗教・宗派の人を埋葬し、あるいは他宗教・宗派の人が当該墓地を使用することを寺院は許容しなければいけないのでしょうか。これは、宗教・宗派が異なることを理由に墓地の返還を求められるか、といった問題でもあります。過去の裁判例などから現在の裁判所の考え方を推察すると、墓地の性質によりケースバイケース、事案ごとに事情を判断しているようです。ただし寺院側としては、原則として埋葬の拒否はしない方向で考える方が良く、拒否する場合には法的なリスクを考える必要があります。

墓埋法は、宗教宗派による埋葬拒否を想定していません。宗派や宗教に関する直接的な制限を定めた条文はなく、また墓地の公共的性質や埋葬の必要性からすれば、他宗教者の遺骨であっても、原則として、埋葬拒否はできないということになります。これは従来、埋葬という行為の宗教的必要性と、衛生管理上の埋葬の必要性があったためです。ただし合理的に可能な範囲で近隣に他の墓地などがある場

合には、必ずしも宗教宗派が一致しない管理者の墓地に埋葬する必要性は乏しく、他の墓地への代替性が認められる場合などは墓地管理者と使用者の契約関係に委ねられることもあります。宗教法人は公益的な立場である一方で、特定の宗教の信仰者ですから、宗教法人が経営する寺院墓地では、宗旨・宗派に制限を設ける場合が多く、墓地規則に「檀信徒に限る」「他宗派の埋葬を認めない」と定めることは、契約上の条件として有効とされた事例もあります（最判平成14年1月22日等参照）。なお公営墓地や公益法人が経営する霊園では、信教の自由の保障や、地方自治体の公平性ないし政教分離（憲法20条等）の観点から、原則として宗教に基づく制約を設けてはならないと考えられます。

次に墓地使用者に対し寺院の宗教・宗派を強制できるか、寺院が経営する墓地において、使用者がどの程度その寺院の宗教行為を受け入れるべきかという問題が生じます。これは契約と信教の自由との調和が問題となります。憲法第20条は「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と定め、特定宗教への強制を禁じていますから、埋葬の必要性に照らして墓地使用者に対し寺院の宗教を強制できないとも考えられます。しかし、寺院墓地では「檀家制度」と結びつき、葬儀や年忌供養をその宗派の作法で行うことを条件に使用契約を締結している例が多く、合意（契約）の拘束力は認められます。ただし合意の範囲は「契約に基づき合理的と認められる程度」に限られるため、過去には

「寺院墓地であっても、使用者に特定の宗教儀礼を超えて強制することは信教の自由に反する」と寺院の権限を制限している事例もあるようです。したがって、寺院が使用者に自宗の作法に基づく供養を求めることは許されるが、それが度を超えて強制的な布教や他宗教の排斥となるような方法までは認められないといえます。

## **(2) 墓地の永代使用を解約した場合に、永代使用料を返還しなければいけませんか。**

寺院墓地においては、一般的に「墓地」自体を寺院が所有し、墓地上の「墓石」は当該檀家所有であることが多いと思われます。そこで墓地の永代使用、永代供養とは何かの問題があります。

まず墓地の「永代使用」について、法律上の明確な定義はありません。しかし社会通念に照らし、一般的に「墓地における墓所を長期・継続的に承継し使用できる権利」を指すと思われます。これは墓地を自由に処分することができる「所有権（民法第206条以下）」ではなく、永代すなわち長期的な使用が可能ではあるもののあくまで土地上的使用権に過ぎません。墓理法第10条は「墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定し、その経営主体に制限を設け、永代使用権はこの許可を受けた事業者と墓地使用者の契約（合意）関係として形成され、通常は使用者はその権

利の譲渡や転貸が禁止されていると考えられます。「墓地使用権は一身専属的であり、相続または承継の範囲でのみ認められる」とした裁判事例もあり、永代使用は「永遠に所有する権利」ではなく、「一定の範囲で承継される継続的使用権」になります。なお「使用権」であっても正当な理由がなければ所有者であるからと寺院側で一方向的に剥奪することはできないことには注意してください。

では永代使用において「永代使用料（永代供養料）」などを支払われた場合に、解約時にこの金員を返還する必要があるのでしょうか。永代使用料の法的性質は、土地の購入代金ではなく、墓地管理者に対して将来にわたり墓所を使用する権利の対価ないしお布施であると考えられますから、途中で解約したとしても、原則として返還をする必要はありません。ただし「先祖が苦しむ」などのようなことを言って契約させる霊感商法や高齢者等の不安をあおるなどの「不当条項」（消費者契約法第4条等）、旧統一教会の問題を受け2023年に施行された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」に該当してしまう場合、あるいは墓地管理者の責に帰すべき事情によって使用不能となった場合は、返還義務が生じることがあります。例えば高額な永代使用料を納めたものの、極めて短期間での解約となったような場合には返還をする義務が生じることがあります。また民事上の返還請求が認められる余地があり、「墓地管理者の事情により墓所使用が不可能となった場合、

受領済の永代使用料を返還すべきである」とする事例もありますので、契約の性質及び社会通念に照らした解決が図られることになります。

以上から、永代使用料を一般的な使用者都合による解約の場合には返還しないことも可能ですが、寺院側に責任があるような場合や短期間かつ高額で社会的には返還することが妥当と考えられるようなケースでは、例外的に返還する義務が生じることがあるといえます。法律家としては、墓地使用規則などに「永代使用料は、理由のいかんを問わず、返還しない」旨を明記しておく、双方の合意を証明しやすく、より安心といえます。

### (3) 墓地を守るお檀家さんが分からないのですが。

お檀家さんも寺院と親交のあった方が亡くなり、その墓地が誰に承継されたのかわからないという問題があります。先に述べたように、永代使用としての墓地使用権はいわゆる本人のみが有する権利（一身専属的権）であり、自由に譲渡・売買はできないと考えられています。そしてその承継は「祭祀を主宰すべき者」に引き継がれるのが原則です。民法897条は「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。」と規定しており、裁判例（大阪高決昭和56年10月16日）も「墳墓使用権は地上の墓標所有権に付随するもので、墓標の存する限り両者は密接不可分の関係にあるから、墓地使用権は、祭

祀財産たる墳墓と一体視すべきもの」と明示されていることからこの点は争いがありません。

しかし承継可能者は戸籍上の順位に従うのではなく、元々の主宰者（被相続人）からの遺言や慣例など、可能性が多様にあります。これまでの日本社会の慣例からすれば長男が承継することが多かったものの、近時は必ずしも血縁に限られず、非親族に承継させることも増えています。単に「後継ぎがないから。」という理由だけで承継者が不在だと断定することはできません。寺院としては、承継者がわからないという状況が一番困る状況かと思われます。まずは連絡の取れる親族などに相談するか、何らかの法的請求を考えている場合には弁護士に相談をして戸籍謄本から相続人を調べてもらうこともあるでしょう。あるいは予め承継者を指定いただくことも方法の一つです。墓地使用に限ってですが、承継者を寺院側で一定の範囲に制限することも許容され、例えば墓地管理規則などにおいて「承継者は使用者の二親等内の親族に限る」といった個別の制約を設けることは契約条項として有効とされています。

**（４）離檀されると経営も大変なので少なくとも離檀料を請求したいのですが。**

墓地の永代使用の解除、あるいは檀家が寺院との関係を解消して墓地を移転する際に、寺院はいわゆる「離檀料」を請求できるかという問題があります。離檀料の法的性質

は不明確であり、法律上に明文の根拠は存在しません。憲法第20条からすれば、僧侶としては檀家が寺院を離れる自由を否定することはできませんので、離檀料を法律上当然に請求することができるわけではありません。裁判例などに照らせば「離檀料は法律上当然に発生する債務ではなく、あくまで檀家と寺院との信義則上の調整に基づくもの」ではあるものの、過去に受けた供養や法要に対する感謝の念、墓地改葬に伴う実費や手続上の負担を考慮し、一定の金銭を寄進・御礼として支払うことは社会的慣行として認められる余地があります。離檀料は任意で支払っていただくことは問題がありませんので、寺院は、檀家の法的義務ではないことを前提に、これまでの関係や寺院の手続費用などの必要性を説明し、任意で支払っていただくことを求める限度で対応をすることになります。なお合意による場合でも、寺院が高額な離檀料を請求することは、消費者契約法等に違反する可能性が高いので、社会通念に照らした常識的な範囲での請求を心掛ける必要があります。なお法律家としては「離檀料を支払わないなら改葬させない」という離檀料を強制するような方法は、逆に寺院側が損害賠償の責任を負う危険性がありますのでお勧めしません。

## 2. 墓地管理者の責任

寺院が墓地を管理するためには、少なくとも墓埋法に定められた義務を履行する必要があります。寺院の歴史に鑑

みれば、確かに後から作られた法律の規制を受けることには違和感があるかもしれません。しかしどんな些細なことであっても法律違反が社会的に拡散される現代においては、寺院のみならず仏教界全体の評判のためにも、法令を知り、それを順守することが必要となっています。

### (1) 埋葬許可証の受理・保管義務が寺院にはあるのでしょうか。

墓地管理者としては埋葬許可証を受領し、保管することが必要となります。埋葬許可証とは、故人の遺骨を正式に埋葬または納骨するために必要な公的書類を指します。日本ではほとんどが火葬されるため、市町村が発行する火葬許可証に火葬後に火葬済みの印が押されて発行されることが多いようです。火葬（埋葬）許可証を受領した後でなければ、焼骨の埋蔵をさせてはならず（墓埋法14条1項）、受理した日から5年間保存すること（墓埋法16条1項）が義務付けられているため、法律上必要な手続きといえます。

### (2) 墓地の管理料を請求したいのですが。

墓地の利用者に対し、永代使用料とは別に、年間ごとなど期間を区切って「管理料」を請求することがあります。この法的な根拠は、原則として合意（契約）によることとなります。墓地の使用契約締結時に、契約書や覚書を交わすこともあるでしょう。また例えば墓地管理規則に管理料

を定めた規定があり、その規則に従うことを同意している場合などがこれにあたります。墓埋法自体には、管理料の規定はありませんが、同法第10条の許可制度を前提に、管理主体が墓地の維持・清掃・共用部分の保守を行うために使用者に費用負担を求めることは可能であり、「管理料は永代使用権に付随する契約上の義務」として、支払いを怠れば、寺院側からの使用契約の解除や墓所の返還請求が認められる可能性があります。

### (3) 墓地の改葬をお檀家さんがしたいと言っているがどうすればよいでしょうか。

改葬とは、墓地や納骨堂に埋葬・収蔵されている遺骨を別の墓地や納骨堂へ移すことを言いますが、近年この数が急激に増加しており、厚生労働省の報告では2023年時点において166,889件が報告されています。

改葬には、墓埋法第5条1項の定めにより市町村長の許可が必要とされており、「改葬許可証」の発行を受けなければなりません。改葬許可証の発行の流れは、まず申請者は改葬先の墓地管理者から受入証明書、改葬元の墓地管理者から埋蔵証明書を受け、現に墓地がある市町村役場から改葬申請書を受け必要事項に記入し、埋蔵証明書、受入証明書、改葬申請書を市町村役場に提出し改葬許可証が発行されることとなります。自治体によっては、埋蔵証明書と改葬申請書が一体になった書式を用いる自治体もあり、また

自治体のホームページから改葬申請書をダウンロードできる場合もあります。

では同一墓地内での改葬の場合にも、改葬手続きは必要でしょうか。改葬とは特定の墓地区画に埋葬された遺骨等を他の区画に移すことも含まれますので、原則として手続きが必要です。ただこの点は自治体ごとに一部取り扱いが異なり、改葬許可証が不要である場合も実際にはあるようです。そのため、これまでの個人墓地を墓終いし、同じ敷地内にある永代供養墓に遺骨を移す、また墓地から遺骨を出し自宅で手元供養にし、あるいは散骨する場合は「改葬」に当たるかの判断は、事前に自治体に確認をいただくことをお勧めします。なお墓地修繕のための一時的な遺骨移動の場合には改葬許可証は不要です。

#### **(4) 無縁墓地の改葬をしたい。**

では寺院側で無縁墓地を改葬するときにはどのようにしたらよいのでしょうか。これは先述の場合と異なり、改葬の手続きを寺院がしなければなりません。墓理法施行規則第3条から考えれば、墓地管理者は、相当の期間祭祀を行う者がないと認めるときは、公告をして改葬することができます。具体的手続きとしては、墓地管理者が官報（国の公報であり最寄りの官報公告取次店やインターネットで申し込みが可能です。）等で一定期間（通常は1年以上）承継者を探索する公告を行い、その期間内に承継者が名乗り出

なければ、管理者は市町村長の許可を受けて改葬を実施できるということになります。これを欠けば違法な改葬として刑法190条の遺骨遺棄罪などが問題となる可能性があります。

また無縁墓地の改葬で重要なのは「承継者が不存在であること」です。過去には手続きを経ていたとしても、承継者から改葬をした寺院に対する損害賠償請求が認められた事案もあります。問題となるのは、存在しないと思っていた承継者が現れた場合ですが、後日の紛争を避けるためには、「承継者が不存在と信じるにつき過失がないこと」を証明できる程度に、対象の無縁墓地の承継者を探索ないし調査することが必要です。行政上の手続きである公告及び改葬許可を受けるだけでなく、調査を尽くすことが必要不可欠となります。

#### **(5) 分骨の手続きがわかりません。**

亡くなった方の遺骨を2か所以上に分けて納骨や供養、保管することを「分骨」と呼ぶようです。例えば本山に遺骨の一部を納骨する、ふるさとから離れた居住地にある墓地に親や先祖の遺骨を分けて納めるなど現代では遺骨の供養も様々な方法がとられるようになってきました。分骨について信仰上は様々な考え方があるところです。

法律上の注意点として、墓地管理者による法定書類の確認、発行、受理に関する事務があります。管理する墓地か

ら分骨する場合と、分骨した遺骨を管理する墓地に埋葬する場合に、いわゆる「分骨証明書」等の法定書類の確認をする必要があり、「墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。」（墓理法施行規則第5条1項）、「焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。」（同2項）と定められていることから、墓地管理者の義務といえます。

まず火葬場において焼骨の一部を分骨する場合には、火葬場管理者より「分骨証明書」の発行を受け、分骨を埋蔵・収蔵する墓地管理者に証明書を提出することになりますので、墓地管理者としては証明書を確認し受理する必要があります。逆にすでに埋蔵・収蔵してある焼骨の一部を分骨する場合には、墓地管理者は「分骨証明書」書類の発行をしなければなりません。また分骨を埋蔵・収蔵する墓地管理者は証明書を受理する必要があります。

なお墓地管理者に無断で焼骨を持ち出した場合、墳墓発掘死体損壊罪（刑法191条）や死体損壊等罪（刑法190条）にあたる可能性があります。

### 3. 新しい葬送のかたち

#### (1) 手元供養は問題ないのでしょうか。

手元供養とは故人の遺骨の一部または全部を自宅に置いて保管、供養することを言うようです。墓埋法は、「埋葬」等を規定していますが、自宅に遺骨を置いておくことは同法の対象行為に該当していません。そのため、手元供養も違法とはいえませんが、そもそもの宗教上の問題や近隣の方や同居の方などの宗教感情によっては個人間のトラブルとなることはあるでしょう。また将来的に遺骨をどこかに納骨する場合には、墓埋法の対象となりますので、埋葬許可証が必要となります。その他にも自宅で保管ができなくなり、廃棄をしてしまった場合などは社会通念上の問題だけでなく、刑事責任（例えば刑法190条等）や民事責任（民法709条等）を負うリスクが生じます。なお遺骨の一部のみを自宅に置いておく場合は「分骨」に当たりますので、「分骨証明書」の発行を受ける必要があります。この分骨証明書の発行手続きは、「分骨」の項を参照してください。

#### (2) ペットの納骨

ペットを家族の一員と考える方も次第に増えてきていますが、動物は人間とは一線を画すべきと考える方もいらっしゃいます。法律上は、ペットの死体ないしペットの焼骨は、故人の遺骨などとは異なり一般廃棄物扱いとされています。

るようです。墓埋法は「人の死体または遺骨」の埋葬等に関する法律であり、動物には適用されません。したがって、ペットの遺体や遺骨を納骨する行為は同法の規制対象外です。しかし衛生面や周辺住民への影響を考慮し、各自治体の条例で火葬や納骨に関する規制が定められている場合もあり、単に墓埋法の規制がないからといって、自由な処分が認められているわけではありません。自宅の敷地内に埋めることを制約する法律はありませんが、十分な処理をしなければ例えば他の野生動物などによって荒らされることもあるでしょうし、匂いや衛生上の問題が生じることもあります。また河川や公園などの公有地や他人の所有する土地に死骸を埋めた場合には廃棄物の不法投棄として罰せられる可能性があります。現在の実務では、動物霊園やペット納骨堂を運営する公益法人ないし宗教法人等が増えており、ペット専用の供養施設に葬ることが多いようです。

では墓地使用者から「自分の使用している墓地にペットを埋葬したい」との申し出があった場合はどうでしょうか。墓地管理者は、慣習に従いペットの遺骨を自身が管理する墓地へ納骨することを拒むことができます。つまりペットの納骨を認めるか否かは、契約に定めのない限りは寺院の判断次第ということです。他の墓地使用者にとってはペットが隣の区画に葬られることに対し拒絶的な宗教感情を示すこともあるでしょう。他方で、飼い主は大切なペットへの愛情や惜別を抱いていることもあり、一時的な判断は後

日の紛争の元となる可能性があります。すべての墓地利用者が納得しやすいように、当該墓地においてペットの納骨を認めるか否かを予め墓地規則に明記し、使用者に対し周知や理解を求めておくことも一つの解決方法です。人とペットの合祀墓を設ける霊園などは「人の墓地」として墓理法の許可を受けつつ、規則に基づきペット納骨を認めるという形を取っていると考えられます。仮に墓地管理者の許諾なく、墓地へ埋葬がなされた場合には、不法行為として民事上の責任を追及することができます。

### (3) 散骨

散骨は、遺骨を粉末化して海や山などに撒く葬送方法であり、墓理法は土中への埋葬や火葬を想定しているため、散骨を直接禁止する規定は存在しません。平成3年頃、厚生省（当時）は「節度をもって行われる散骨は墓理法の規制対象外」との見解を示しており、これが現在の実務の基準となっています。厚労省や国土交通省がガイドラインを設けていることからすれば、国家の認識としては「社会通念に照らした節度ある散骨は違法ではない。」と考えていると思われます。

現在、多くの散骨業者は海洋散骨を中心に行っているようですが、近年は樹木葬などの陸上での散骨方法もあります。上述のとおり厚労省や国土交通省が一定の指針を示していますが、更に環境保全の観点から自治体によっては条

例で散骨場所を制限する例もあります。つまり適切に粉骨された遺骨を禁止されていない場所へ散骨することは違法ではありませんが、場所・方法・社会的配慮を欠けば違法性が生じることになります。また墓地内での散骨は「埋葬」に当たる可能性がある点には注意が必要です。

#### 4. 自身の死への準備と住職

現代社会においては、最後は誰にも迷惑をかけたくないと考え、自分の死後を生前に綺麗に片付けるいわゆる「終活」という考え方があります。人生の締めくくりを自分らしく迎え、その後に残される人への方針を定めようと自分の死後の準備をする方が増える中で、人生の最後の瞬間を看取る寺院もまた終活との関わりは避けられません。寺院が単に信仰によって終活を精神的に支えるだけでなく、現実の対応を求められることがあります。しかし頼まれて引き受けてはみたものの、法的な根拠がなく対応できなかったということがあってはいけません。そこで寺院もまた、頼まれた内容が寺院として法的に可能なのかということを考えなければいけません。儀式の主宰者である住職として対応可能な信仰上の問題なのか、あるいは宗教法人として対応が可能な事柄なのか、あるいは一人の個人としてなら対応可能なのか、法的な根拠や手続きは必要なのかどうかを把握する必要があります。

檀信徒や地域住民の終活に関する悩みに寄り添うことは

寺院として必要不可欠ですが、心のケアや死への不安を和らげるだけでなく、より踏み込んだ対応を求められることが増えています。そこで悩んだときには専門職に相談することは解決への近道です。自治体などの行政や法律の専門家などへ、躊躇わずに、まずは相談してみることをお勧めします。

### (1) 高齢者の生活に関する相談

寺院は大勢の方から多様な相談を受けて信仰上の問題に僧侶として寄り添っていただいているかと思います。しかし相談内容によっては法律などが必要な場合もあります。例えば「一人暮らしなので、時々見回りにきて欲しい。」という場合などは、見回り時に生じた問題にどこまで自身が責任を負えるのかという点からも考える必要があります。市町村などの役場、地域包括支援センター、民生委員あるいは訪問介護などの介護事業者がその責任を担ってくれることもあるので、責任の範囲が不明確なときには、行政や社会福祉協議会にまずは相談いただくのが良いでしょう。もちろん僧侶が個人として、あるいは寺院として相談者といわゆる「見守り契約」を締結して法的な根拠を持って関わることは妨げられません。ただし費用を受ける場合には事業となりますので、寺院規則の改正などが必要となることもあります。また契約（双方の合意）は約束した以上は守らなければなりません。義務すなわち一定の責任が生じ

ることから、自らが責任を負うのかどうかの判断をする必要があります。

実は、相談には至らない「愚痴」などからも様々な情報を得られることがあります。「家族から暴言を吐かれて悲しい」「夜になると部屋に外から鍵をかけられる」といった話を聞いたときには、虐待や人権侵害の可能性があるので、無理に介入をすることなく、早めに地域包括支援センターやDV相談窓口、あるいは直接弁護士等をご案内いただくべき事案です。

他にも「夫が亡くなって、もう今の家を処分して別の家に移りたい。」など「生活に関する相談」は多岐にわたるので、自身が責任を負えるのか、法的根拠をどのように確保するのか、他に案内すべき窓口があるのではないかという点から、慎重な検討が求められます。

## (2) 財産の管理・処分に関する相談

寺院が関わる相談として、最も注意が必要な内容です。相談者本人以外の方と紛争となる可能性も高く、専門職と相談するなどの慎重な対応が求められます。例えば「通帳を預かって必要なときに金銭を引き出して渡してほしい。」という場合に、本人に引き出したお金を全て渡していても、その相続人らからは疑われることがあります。これは寄附の方法も同様で「要らない物をお寺で引き取ってほしい。」とか「自分が死んだあとに子どもたちが揉めそ

うだから、自分が死んだらお寺に〇〇を寄付したい。」などと本人に言われて受けたところ、後になってその家族らから返還を請求されるということもあるでしょう。「自分が認知症になったら、成年後見人になってほしい。」と後日の金銭管理を委託される場合でも、健康な本人のときには問題とならなくとも、事後になって責任を追及される危険があります。後述する寄附に関する法改正も含めて、承諾して良いのか、あるいは専門職に相談し、書面の形にする方が良いのかを検討する必要があります。

### (3) 医療同意や終末期医療に関する相談

「私に何かあったら、延命中止や医療同意をしてほしい。」と頼まれることがあります。しかし尊厳死やリビングウィル（終末期医療にかかわる自分の意思表明書）については単に口頭で受けることは避けなければいけません。弁護士や医師、公証人に相談をしながら、法的に根拠をもって対応をする必要があります。例えば「自分が死んだら、死亡届や葬儀の手配を頼みたい。」というような場合には、第三者に対して自分が受任していることを証明し、また費用の負担等を明確にする意味でも公正証書その他の書面という形にすることが望ましいでしょう。なお任意後見契約の場合には必ず公正証書で契約書を作る必要があります。

#### (4) 個人情報を扱う重要性

祭祀承継者本人以外にも、親戚等の第三者から「亡くなった人の名前を教えてほしい」「過去帳を見せてほしい」等言われることもあるでしょう。そこで個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）の問題にならないか考える必要があります。

原則として、死者の情報自体は個人情報ではありません。個人情報保護法では「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報・・・(第2条)」とあり、亡くなった方の情報は同法の規定する「個人情報」ではないからです。しかし死者は単独で存在したわけではなく、関係する生者を特定することが可能な場合には、その死者の情報は個人情報にあたる場合があります。特殊な事例ですが、家族共同体構成員の固有情報と同視できる場合には、亡くなった子どもの固有情報について親権者本人の個人情報とされた裁判例もあります。いずれにせよ寺院としては、自身が管理する「本人を特定できる情報」はいわゆる個人情報にあたると考え、個人情報保護法に反しないように適切に管理し、請求があった場合に開示して良い情報なのかどうかを慎重に判断する必要があります。

#### (5) 寄付に関する法律の改正について

令和4年に「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立しました。旧統一教会をめぐる問題を

契機としてなされたのですが、社会的には他の宗教団体にも社会通念に反するといえるような寄附勧誘があったことは否定できません。これまでは契約を対象としていた消費者法では、契約外での寄附を規制することができなかったために、新しく制定された法律ですが、これは不当な寄附の勧誘を禁止し行政上の措置（勧告、命令）と違反時の罰則まで定めることで、勧誘を受ける者の保護を図ることを目的にしています。もちろん寄附の勧誘がすべて取り消されるわけではなく、社会通念上、不当と考えられるものに限っているとの説明がされておりますが、宗教者としてはより慎重な対応が求められます。消費者庁の公表しているデータでは、令和5年、令和6年ともに勧告や命令を実施した事案はありませんでしたが、情報の受付件数は1000件を超えており、社会的には多くの事案が生じていることは間違いありません。

同時期には消費者契約法も改正され、靈感等による知見を用いた告知による契約の取り消しが可能となりましたが、「先祖供養」や「開運・厄除け」などがどの程度これに含まれるのかは明確ではありません。社会的に非難される余地がないよう、適切な説明に基づく寄附者の自由な意思決定と、その寄附者の家族を害さない程度の寄附の範囲を想定することが求められます。

## 最後に

本稿で見てきたように、多様化した現代社会では寺院運営や僧侶の活動にも法的な視点やコンプライアンスが不可欠となっています。宗教法人としての寺院は、宗教的役割を担うと同時に、社会の一員として権利と責任を負う存在でもあります。また現代における終活は、多様な「生き方」の一つの現れであり、住職が檀家や地域住民の終活に関わることは、精神的な支援にとどまらず社会的にも重要な意義を持っています。そこでは精神的な導きが重要である一方で、場合によっては、法的・社会的な責任を伴う場面も生じるため、僧侶自身が宗教法人や個人の法的枠組みを理解し、専門家などと連携しながら支援を行うことが求められます。

多様化と専門化は時代の流れでもあり、現代においては、一人の僧侶が相談者の全ての悩みに寄り添うことの限界があることも事実です。全てを自分一人で抱えるのではなく、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、そして自治体や社会福祉協議会などを巻き込みながら、寺院が地域社会の持続的な拠り所となっていくことが期待されています。

# 第4章 寺院における情報管理

浄土宗総合研究所 研究スタッフ 小路竜嗣

## はじめに

本章では寺院における適切な情報管理をIPA（独立行政法人情報処理推進機構）の指針に沿う形で示し、多くの人が実践できる基本と、特定の個人に依存した管理を防ぐ標準化の方法について解説します。また、檀信徒の個人情報保護やセキュリティ対策、昨今話題の生成AIの実践的な活用法および代表的なITサービスを紹介します。

## 1. 現状と標準化

### 1.1 情報管理の現状と課題

かつては情報量が限られていたため、記憶や紙媒体など特定の個人に依存する管理でも大きな問題にはなりませんでしたが。しかし現代における急速な情報量の増大により、情報の適切な管理が必要になっています。寺院が保有する情報は現在帳と呼ばれる檀信徒の基本情報（氏名、住所、連絡先）だけでなく、故人の情報が永年保管される過去帳、その他にも家族構成、法要記録、寄付履歴、墓地情報、さらに各種申請書類、組や教区を含めた事務書類など、多岐にわたる情報が蓄積されています。多くの寺院ではこれらの情報が複数の台帳に分散して記録され、また、住職の記

憶に依存する状況が多くみられます。

情報管理を怠れば、必要な時に必要な情報が取り出せず、運営に支障をきたすだけでなく、人的ミスが頻発する原因となります。例えば、同じ檀信徒に重複して案内を送付したり、逆に案内が漏れてしまうといったトラブルは、事務処理の効率を大幅に低下させます。また、情報が適切に管理されていないことが寺院の継承を難しくする要因にもなっています。

## 1.2 属人化から標準化へ

寺院の情報管理における大きな課題が「属人化」です。属人化とは、情報管理が特定の個人の知識・経験・スキルに依存した状態を指します。この状態では、その個人が不在になった場合に業務が滞り、寺院の継続性が脅かされるリスクがあります。対して「標準化」とは、個人の能力や経験に依存せず、誰が担当しても一定の品質で情報管理ができるよう、ルールやプロセスを明確に定義し、体系化することです。寺院を継承する際は、この標準化の考え方を採用し、情報へのアクセスや管理方法に大きな変化がない状態を目指しましょう。

標準化によって実現される主なメリットには以下のようなものがあります。

1. 業務の継続性確保：住職や担当者が変わっても滞り

なく業務を継続できる

2. 品質の均一化：個人の能力差によるバラつきを最小限に抑える
3. 効率化と生産性向上：無駄な手順を省き、最適な方法で作業を行える
4. リスク低減：ヒューマンエラーを減らし、情報セキュリティを向上させる
5. 知識共有の促進：個人の経験やスキルに頼っていた知識を、誰でも活用できる形として記録・保存し、寺院の財産として蓄積できる

特に一般的な寺院では、住職一人で多くの業務を担っています。そのような場合、将来の引継ぎや万が一の事態に備え、情報管理の標準化を進めておくことが重要です。標準化された情報管理があれば、スムーズな世代交代が可能になります。

適切な情報管理を始める第一歩として、まずは寺院内で保有している情報の棚卸しを行い、個人情報に該当するデータを洗い出しましょう。「どのような情報を、どこに、どのような形で保管しているか」を明確にすることで、現状の把握と今後の対策の基礎となります。例えば、「檀家台帳」「過去帳」「墓地台帳」「法要記録」「寄付記録」などの分類ごとに、保管場所と管理方法を整理してみるとよいでしょう。

### 1.3 導入時の現実的課題：デジタルディバイドへの配慮

情報管理の標準化・デジタル化を進める上で、避けては通れないのが「デジタルディバイド」の問題です。デジタルディバイドとは、情報技術（IT）を利用できる人とできない人の間に生じる知識や機会の格差を指します。寺院の檀信徒には、スマートフォンやパソコンの操作に慣れ親しんでいない高齢者の方も少なくありません。

そのため、寺院がデジタル化を進める際には、この格差に十分配慮した運用が不可欠です。例えば、法要の案内をメールで一斉送信する仕組みを導入しても、メールを利用しない檀信徒には従来通り郵送で案内を続ける必要があります。現状において重要なのは、デジタル化を一方的に推進するのではなく、檀信徒の世代やデジタル機器への習熟度に応じて、複数の手段を併用する「ハイブリッド型」の対応を基本とすることです。標準化とは、必ずしも「全てをデジタルに統一すること」ではなく、「誰にとっても分かりやすく、持続可能な仕組みを整えること」であると理解することが重要です。

## 2. 標準化されたデータ管理手法

### 2.1 データ入力の標準化

データ入力にあたっては、氏名、住所、電話番号といった基本項目について入力形式を統一することが重要です。表記が統一されていないと、後の検索や並べ替えが正確に

できず、同一人物が複数登録されるなどの混乱を招きます。  
以下のようなルールを定めると良いでしょう。

### 具体的な入力ルールの例

氏名：姓と名の間スペースを入れる、もしくは別セルに分ける（例：山田 太郎）

住所：郵便番号は半角数字で入力し、住所は都道府県、市、番地はそれぞれ別セルで入力

電話番号：市外局番からハイフンで区切り、半角数字で入力（例 03-1234-5678）

生年月日：西暦で統一し、年月日の間はスラッシュで区切る（例：1970/01/01）

法要記録：年月日、法要の種類、施主、法話の内容など項目を統一して記録

Excelに代表される表計算ソフトを用いる場合、「入力規則」機能を活用すると、一定のルールに沿った入力を強制することができます。例えば、郵便番号欄を半角数字7桁に固定したり、生年月日を日付形式に限定したりすることが可能です。また、頻繁に使う地名などについては、入力用のプルダウンリストを作成しておくことで、表記揺れを防ぎ、入力効率も向上します。生年月日については西暦を用いた方がその後の処理や活用が行いやすくなります（※設定で

表示を和暦にすることは可能です)。このように標準化を意識しながらデータを蓄積していくことで、必要なときに必要な情報が取り出せ、情報を活用する幅も広がっていきます。(※データ管理に利用できる具体的なツールについては付録A-1を参照)

## 2.2 データメンテナンスの標準化

個人情報には施主の世代交代、住所変更など、時間とともに変化していきます。定期的にデータ内容を確認し、更新作業を行う体制を整えましょう。ここでは、情報の鮮度を保つための標準的なプロセスを整理します。

データ収集プロセス：新規檀信徒の情報をどのように収集するか

- 新規檀信徒登録フォームの準備
- 必要最低限の項目の明確化
- 収集方法（対面、郵送、メールなど）の設定

データ更新プロセス：住所変更などの情報をどのように更新するか

- 年賀状や行事案内の返送情報からの更新
- 法要時の情報確認
- 来訪時や電話連絡時に変更がないか確認

定期更新プロセス：登録情報をどのように確認するか

- 毎年一度、「登録情報変更届」を郵送する

- ・長期間連絡のない檀信徒の情報を点検する

このように、日々の業務の中に情報更新の機会を組み込むことで、情報の鮮度と正確性を維持できます。

### 【ポイント】完全デジタル化が難しい場合

現状、紙で檀信徒情報を管理しており、住職はパソコンが使えないが、副住職はデジタル管理したい場合の折衷案として、デジタルと紙の併用も考えられます。檀信徒の氏名などの基本情報は頻繁に変わることがありません。そのため、マスターデータ（原本）はデジタルで管理し、コピーを紙に出力する。パソコンが使えない人は紙に情報を記載していき、定期的にデジタル上のマスターデータに更新していくといった方法も検討に値します。

## 3. データ品質管理の標準化

### 3.1 データの欠落と重複を防ぐ

データ管理において、情報のヌケやモレ、重複を防ぐことは極めて重要です。ここでは2.1で述べた内容をより詳細に記し、情報の正確性を保つための検証と修正プロセスを標準化します。

欠落（ヌケ）防止策:

- ・必須項目の明確化（氏名、住所、電話番号など）

- 入力フォームでの必須項目チェック
  - 表計算ソフトの条件付き書式で未入力セルを色付け
- 重複防止策:

- 新規登録前の既存データとの照合
- 表計算ソフトで「重複の強調表示」機能を使用
- 同姓同名の檀信徒がいる場合は、住所や生年月日など複数項目で照合

例えば、「山田太郎」という檀信徒が複数いる場合、住所や生年月日、家族構成などを確認して正確に区別します。また、「田中正一」と「田中正一郎」など類似名の際も本人に確認し、誤登録を防ぎましょう。

### 3.2 データ品質の定期点検

データの信頼性を維持するためには、定期的な品質点検が不可欠です。以下のプロセスを設け、継続的な品質管理を行います。例えば、年に1回、以下のような点検を行いましょう。

年次点検:

- 全データの重複チェック
- 必須項目の入力漏れがないか
- 郵便番号と住所の不一致がないか
- 最近更新されたデータに誤りがないか

- ・長期間更新されていないデータの確認

行事前点検:

- ・法事など重要な行事前に、該当檀信徒の連絡先や家族構成の最新確認を行う

※点検の際には、以下のようなチェックリストを用いると効率的です

- ・氏名の表記は統一されているか
- ・住所と郵便番号は一致しているか
- ・必須項目にすべて入力されているか
- ・重複した登録はないか
- ・過去数年間連絡のない檀信徒はないか
- ・データの更新日が記録されているか

特に住所、電話番号など変更頻度の高い項目は重点的に確認し、常に最新の状態を保つよう心がけましょう。

### 3.3 データ連携の基本

檀信徒の基本情報と法要記録、墓地情報などが整理できれば、それらの情報を関連付けることで、情報を活用することができます。例えば、ある檀信徒の次の年忌法要を調べる際に、過去帳と檀信徒情報が連携していれば、素早く必要な情報にアクセスできます。

一般的な表計算ソフトでも「過去帳」「檀信徒基本情

報」「法要記録」「寄付記録」などの複数のシートやファイルで関数を用いて連携することで、簡易的なデータベースとして扱うことができます。例えば、法要記録シートに氏名を入力すると、基本情報シートから自動的に住所が表示されるようにするといった活用ができます。

## 4. ユニークIDによる管理

### 4.1 ユニークIDの重要性

情報を連携する際、氏名や住所といった変化する内容に頼らず、変更されない「ユニークID」によってデータを管理することが非常に効果的です。ユニークIDとは、データ一つひとつに付与される、重複のない識別番号のことです。

檀信徒の氏名や住所は、世代交代や引越しにより変化しますが、ユニークIDは変わりません。「山田花子」が「鈴木花子」になっても、IDは同じままなので、数世代に渡る記録の管理に有用です。また、同姓同名の檀信徒が存在しても、誤って別人の情報を更新してしまうリスクを防げます。

### 4.2 ユニークIDがないことで起きる問題

ユニークIDを使わずに氏名だけで管理していると、以下のような深刻な問題が発生します。

同姓同名による誤操作の例：

- 檀信徒に「田中正一」さんが2名いる場合、片方の住所変更を行う際に、誤って別の「田中正一」さんの情報を更新してしまう
- 法要の案内を送る際に、同姓同名の別の家に案内が届いてしまい、事務処理上の重大なミスとなる
- 寄付記録を間違った「田中正一」さんに記録してしまい、後で帳簿の整合性が取れなくなる

世代交代時の混乱の例：

- 「山田花子」さんが結婚して「鈴木花子」になった場合、過去の法要記録と現在の情報が別人として扱われてしまう
- 同一人物の情報が「山田花子」と「鈴木花子」の2つに分かれ、重複データが発生する
- 年忌法要の案内を送る際に、旧姓の情報しか見つからず、連絡が取れなくなる

データ連携の失敗例：

- 過去帳で「山田太郎」、檀信徒台帳で「山田 太郎」（スペースの違い）として登録されている場合、表計算ソフトの関数で自動連携ができない
- 手作業で毎回照合する必要性が生じ、作業効率が大幅に低下する
- 人的ミスにより、関連のない情報同士が誤って結び付けられる

ユニークIDを導入することで、以下のようなメリットがあります：

1. 檀信徒の識別が確実になり、同姓同名による混同を防止できる
2. 施主の世代交代や住所が変わっても一貫した管理が可能になる
3. 表計算ソフトの関数などを使った異なるシート間のデータ連携が容易になる
4. 将来的に寺院専用檀信徒管理ソフトなどのデータベースに移行する際の基盤となる

このように氏名や住所が変わってもIDは不変のため、過去の記録と現在の情報を確実に関連付けることができます。

### 4.3 効果的なID体系の設計

ユニークIDを設計する際は、以下の点に留意しましょう：

- 一意性：同じIDが重複して存在しないこと
- 永続性：データを作成してから一貫して変更されないこと
- シンプル性：理解しやすく、扱いやすい形式であること

情報管理において重要なのは檀家管理ソフトの有無ではありません。たとえ専用の檀家管理ソフトを用いていたと

しても、上記に示した情報管理の概念を基に運用できなければ、ヌケや重複が次第に増え、データの整合性が欠如する「フラグメンテーション」が進んでしまいます。また、小規模寺院においては檀家管理ソフトにこだわらず、一般的な住所録ソフトでも十分実用に耐える管理が行えます。大切なのは情報管理の概念を基に、データ同士の関連性を意識し、効率的に情報を管理・活用できる仕組みを作ることです。

【ポイント】最も基本的な方法はA00001から連番で番号をつけていく方法です。一方で住所をユニークIDに含めることはおすすめしません。東京在住者にT、名古屋在住者にNのIDを付与するのは、一見効果的に思えますが、一件でも引っ越しがあればこの管理方法は瓦解します。重要なのは簡単でもいいので、一度決めた体系を一貫して使い続けることと、そしてIDが重複しないよう管理することです。

例では「A0001A」のようにアルファベットを前後に付けています。IDの先頭に付けるアルファベットを「プレフィックス（接頭語）」、末尾に付けるアルファベットを「サフィックス（接尾語）」と呼びます。アルファベット1文字で26通りのパターンを表現できるため、プレフィックスやサフィックスを活用することで、IDの拡張性が高まり、運用していく中で生じる例外的なケースにも柔軟に対応し

やすくなります。また、これらにはExcelなどの表計算ソフトで数字のみのIDが日付や数値として誤認識されることを防ぐ効果もあります。

### 【例】

ID	姓	名	都道府県	区市町村
A0001A	田中	和樹	東京都	港区
A0002A	田中	和樹	長野県	松本市
A0003A	田仲	一樹	福岡県	久留米市

同姓同名でもユニークIDによる管理なら間違いが起きない

## 5. 紙書類のデジタル化

### 5.1 デジタル化の意義

寺院に蓄積された紙書類をスキャンしてデジタル情報で保管することには大きな意義があります。特に日々増える事務書類のデジタル化は作業効率に直結し、過去帳や檀家台帳など重要な記録のデジタル化はデータ保全に直結します。近年ではA4両面を毎分40枚スキャンできるドキュメントスキャナや、書籍を裁断せずにスキャンできるオーバーヘッドスキャナが手頃な値段で販売されています。（※具体的な製品例については付録A-5を参照）

紙書類のスキャン・デジタル化の主なメリットは以下が挙げられます。

- 災害対策：火災や水害による消失リスクの低減

紙の記録は一度失われると取り戻せませんが、デジタルデータは複数の場所にバックアップできます

- 検索性向上：必要な情報への迅速なアクセスが可能  
紙書類では1つの記録を探すのに時間がかかりますが、デジタル化すれば瞬時に検索できます。
- 保管スペースの効率化：物理的な保管スペースの削減  
煩雑な紙書類をデジタル化すれば、書庫やキャビネットにスペースが生まれます。

## 5.2 効率的なデジタル化プロセス

寺院内の全ての書類を一度にデジタル化するのではなく、以下の方向性で進めましょう。

### 優先順位の設定

まずは現在よく使うものから着手しましょう。

- 案内や会議資料など紙原本の保存が不要なもの
- 現在の檀家台帳・過去帳
- 貴重な古文書

### 適切な解像度設定

文字が読みやすく、印刷に耐えうる解像度（300dpi以上）での保存を推奨します。特に手書き文字は高解像度でスキャンすることが重要です。

### OCR処理

可能な限り文字認識処理（OCR処理）を行い、検索可

能なOCRにしましょう。

### 命名規則の統一

「文書種類\_作成日\_内容\_関係者名.pdf」などの規則

例：「永代供養申込書\_20240101\_山田太郎家.pdf」

【ポイント】命名規則の統一の考え方はスキャンしたPDF書類だけでなく、日々の業務で作成するファイルにも応用できます。「最新\_」「決定\_」のような雑多な管理にならないファイル名の付け方を心がけましょう。

【ポイント】書類のデジタル化は全てを一度にデジタル化するのではなく、まずは現在使用している書類や台帳類から始め、徐々に範囲を広げていきましょう。特に過去帳をデジタルで管理する際は江戸時代の帳面から始めるのではなく、ここ数年の帳面からデジタル化すると年忌法要のご案内などに活用の幅が広がり、デジタル化の恩恵を受けやすいです。

## 6. バックアップの重要性と方法

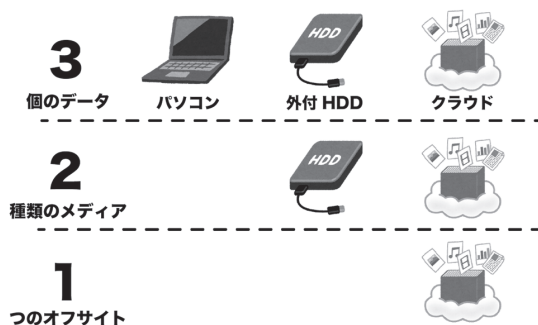
### 6.1 「3-2-1バックアップ」の実践

データの損失を防ぐためにはバックアップが不可欠です。特に寺院が保有する檀信徒情報や過去帳などの重要記録は、一度失われると取り戻すことができません。「3-2-1バックアップ」は、情報処理業界で推奨される効果的なバックアップ手法で、これにより一箇所が破損しても別の場所から

復元できる体制を整えます。

この「3-2-1」という数字は、3つのデータコピー（1つのオリジナルと2つのバックアップ）を、2種類の異なる媒体に保存し、そのうち1つは物理的に離れた場所（オフサイト）に保管することを意味します。日本は地震や台風などの自然災害が多いため、同一場所にすべてのデータを保管することは大きなリスクとなります。物理的に離れた場所にバックアップを保管することで、災害時でもデータを保護できます。

### データ保管「321ルール」



#### 一次保存（ローカル保存）

普段使うパソコンに保存されているメインのデータです。これは日常的に最も頻繁にアクセスする場所であり、作業効率を重視した保存方法といえます。しかし、ハードディスクの故障やウイルス感染などのリスクがあるため、これ

だけに頼ることは危険です。

### 二次保存（オンサイト・バックアップ）

外付けHDDやNAS（ネットワークアタッチトストレージ）など、一次保存とは別の媒体にデータをコピーします。これらは寺院内に設置するため、迅速な復旧が可能です。火災や水害など寺院全体が被災するリスクには対応できません。

### 三次保存（オフサイト・バックアップ）

クラウドストレージサービスなどを活用し、物理的に離れた場所にデータを保存します。インターネット上の記憶装置にデータを保存することで、インターネット環境があればどこからでもアクセスできます。クラウド保存の最大の利点は、物理的な災害による損失リスクを回避できることです。火災や水害で寺院が被災しても、クラウド上のデータは安全に保たれます。

クラウドサービスを利用する際は、信頼性の高いサービス事業者を選ぶことが大切です。大手IT企業のサービスは、データセンターが複数の地域に分散しており、リスク管理に秀でています。また、データの暗号化機能も提供されているため、セキュリティ面でも安心です。（※具体的なバックアップ媒体やサービスについては付録A-2を参照）

バックアップは情報管理において最も重要な要素の一つです。「備えあれば憂いなし」という言葉のとおり、平時からの備えが寺院の大切な情報を守り、継続的な運営を支

えることとなります。

## 7. 情報セキュリティの基本

### 7.1 檀信徒の個人情報保護とセキュリティ対策

寺院が保有する檀信徒の個人情報を守るためには、多層的なセキュリティ対策が重要です。一つの対策だけに頼るのではなく、複数の防御手段を組み合わせることで、総合的なセキュリティレベルを向上させることができます。また、これらの情報セキュリティはデジタルデータだけでなく紙などのアナログ情報も含まれます。

以下の基本的な対策を実施しましょう。

#### ① アクセス制限と権限管理

- 個人情報を閲覧・編集できる人を必要最小限に制限する
- 台帳類やパソコンにはパスワードを設定する
- 紙の台帳類は鍵のかかる場所に保管する

#### ② パスワード管理

- 複雑なパスワードの使用（大文字、小文字、数字、記号の組み合わせ）
- 寺院名や住所など、推測されやすい情報をパスワードに使わない
- サービスごとに異なるパスワードの使用
- 生体認証などの多要素認証の使用
- パスワード管理アプリの活用

## 【ポイント】 パスワードの良い例・悪い例

### 悪いパスワードの例（絶対に使わないでください）

zenryujil23	寺院名 + 数字
password	一般的すぎる単語
123456789	連続する数字
tanaka1950	名前 + 生年
jodo	短い単語

### 良いパスワードの例

Nm8\$kL2@pQ9!	ランダムな文字・数字・記号の組み合わせ
Sakura#2024@Temple	覚えやすい複数の単語 + 記号

### パスワード作成のコツ

- 8文字以上（できれば12文字以上）
- 大文字・小文字・数字・記号を組み合わせる
- 辞書に載っている単語を単一で使わない
- 個人情報（生年月日、電話番号など）を含めない

### ③第三者提供の制限

- 檀信徒の情報を第三者に提供する際は本人の同意を得る
- 法令に基づく場合を除き、みだりに情報を開示しない
- 檀家総代などには必要な情報のみを共有する

- 共有の際は利用目的と範囲を明確にする

#### ④物理的セキュリティ

- パソコンの画面ロックの習慣化
- 重要書類の施錠管理
- パソコンやタブレットなどの盗難防止対策
- 来訪者が個人情報を見られないよう、書類やモニターの配置に注意

#### ⑤ウイルス対策

- ウイルス対策ソフトの導入と定期的な更新
- OSやアプリケーションの定期的な更新
- 不明なUSBメモリなどの外部媒体の接続に注意
- 信頼できるサイトからのみソフトウェアをダウンロード

#### ⑥フィッシング対策

- 不審なメールの添付ファイルやリンクはクリックしない
- 送信元アドレスを必ず確認する
- 心当たりのない請求や、急ぎの対応を求めるメールは注意
- 直接URLを入力してアクセスする

#### 警戒すべきメールの例

「あなたのアカウントが停止されました。今すぐこのリンクから確認してください」

「お客様のアカウントにセキュリティ上の問題が発生しました。すぐにパスワードを再設定してください」

といったフィッシングメールが急増しています。絶対にアクセスしたり、IDやパスワードを入力しないでください。

#### ⑦廃棄の際の注意:

- 個人情報記載された書類は必ずシュレッダーにかける
- 電子データは完全に削除する
- 古いパソコンを処分する際はハードディスクのデータを完全消去するソフトを使用する、もしくはハードディスクを物理的に破壊する。

個人情報保護法において、寺院が保有する檀信徒情報は「要配慮個人情報」に該当するため、特に慎重な取り扱いが求められます。

寺院に専門的なセキュリティ担当者を置くことは難しいですが、これらの基本的な対策を実施するだけでも、セキュリティリスクを大幅に低減できます。ちょっとした意識と習慣で、情報セキュリティの水準を高めることができます。万が一、情報漏えいなどのセキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに専門家に相談し、適切な対応を取ることも重要です。（※パスワード管理ツールについては付録A-4を参照）

## 8. 業務効率化のためのAI活用

### 8.1 生成AIの基本概念と寺院での可能性

生成AI（ジェネレーティブAI）とは、人間のように文章を作成したり、質問に回答したりできる人工知能技術です。近年急速に普及し、その精度は驚くほど向上しています。寺院運営においても、この技術を適切に活用することで、日常的な事務作業を大幅に効率化できる可能性があります。

生成AIは、膨大なデータから学習した知識を基に、人間の質問や依頼に対して自然な文章で応答します。これまでの「プログラミングされた処理」とは異なり、まるで秘書や相談相手のように、個別の課題に対しても柔軟に対応できることが大きな特徴です。これらの生成AIについては「人間のように考えるコンピュータ」と捉えるより、「私たち人間がコンピュータが持つ膨大な情報に会話で直接アクセスできるようになった」と捉えると良いでしょう。これまでプログラミング知識がなければできなかったことが誰でも簡単にできるようになっています。

重要なのは、生成AIはあくまでも「支援ツール」であり、最終的な判断や責任は必ず人間が負うということです。特に寺院運営では、檀信徒との関係や宗教的な事柄について、AIの回答をそのまま使用するのではなく、僧侶の判断と宗教的知見が必要です。（※具体的なAIサービスについては付録A-6を参照）

## 8.2 生成AIの具体的な活用方法

### ①24時間、365日あなたの質問に答える専属パソコンサポート

#### 表計算ソフトの関数作成支援

本章で紹介した情報管理において、表計算ソフトでの関数が頻繁に必要となりますが、複雑な関数は勉強したり、覚えることは難しいです。生成AIを使えば、「檀信徒リストから、特定の地域に住んでいる人だけを抽出する方法を教えてください」「過去帳データから次の法要年を自動計算する関数を作成してください」といった指示から、適切な関数を提案してもらえます。

#### データ整理・標準化の支援

寺院に蓄積された古いデータの整理は、時間のかかる作業です。先述したデータ標準化についても「住所の表記が統一されていない檀信徒リストを標準化する方法」や「重複する檀信徒データを見つける方法」について、生成AIに相談することで、効率的な処理方法を学べます。また、「過去帳のデジタル化において注意すべき点」について質問すれば、見落としがちなポイントも教えてもらえます。

#### ソフトウェアのトラブルシューティング

パソコンやソフトウェアで問題が発生した際も生成AIは優秀なサポート役となります。生成AIに「Excelで檀信徒データをソートしたら文字化けした」「メールソフトでバックアップを取る方法が分からない」といった具体的な

課題を相談すれば、解決策やチェックポイントを提示してくれます。

## ②文書作成業務での活用

### お知らせ文書の構成提案

法要や行事の案内文書は、定期的に作成する必要がありますが、毎回一から考えるのは時間がかかります。生成AIに「お彼岸法要のお知らせ文書の構成案を作成してください」「会議の案内文に含めるべき項目を教えてください」と依頼することで、基本的な構成や必要な要素を提案してもらえます。

### 文章の校正と推敲

作成した文書の内容を生成AIに確認してもらうことで、誤字脱字のチェックや、より分かりやすい表現への改善提案を受けられます。特に、檀信徒への重要な連絡文書では、「この文章をより丁寧で分かりやすい表現に修正してください」といった依頼が有効です。

### 多言語対応の支援

外国人の檀信徒や観光客向けの案内文書が必要な場合、生成AIの翻訳機能を活用できます。「この法要の案内を英語で作成してください」といった依頼により、基本的な翻訳文を得られます。

### ③データアップロード機能による包括的な分析

生成AIの最も画期的な機能の一つが、データの分析です。この機能は寺院運営において非常に便利であり、様々な書類や報告書の作成を大幅に効率化できます。ここでは会議の総会資料準備を一例に具体的な活用方法を述べます。

#### 総会の準備における活用

例えば、総会の準備にあたり、前年度の事業報告書、決算書、新年度の事業計画案、予算案などのファイルを生成AIにアップロードすることで、包括的な分析を受けられます。人間には関連を見つけにくい散らばった情報から論理的な回答を見つけることはAIの最も得意とするところ です。

生成AIは、アップロードされた資料を詳細に分析し、以下のような支援を提供できます：

- 予算の計算ミスや論理的矛盾の指摘
- 前年度との比較や傾向分析
- 想定される質問集の作成
- 議事進行のための原稿案
- 説明用の要点整理
- 議事録のテンプレート作成

#### 具体的な活用例

総会の資料一式をアップロードした後、「この資料について出そうな質問を10個予想してください」と依頼すれば、

財務状況、事業内容、将来計画などの想定質問が提示されます。さらに「この質問への回答例も作成してください」と追加で依頼することで、回答案も得られます。

また、「この総会の議事進行原稿を作成してください」と依頼すれば、開会の挨拶から各議題の説明ポイント、質疑応答の進め方まで、一連の流れを含んだ原稿案を作成してもらえます。これにより、事務局は事前準備の時間を大幅に短縮でき、より重要な課題に集中できます。

### 8.3 生成AI活用時の注意点と制限事項

#### データプライバシー設定の確認

生成AIサービスを利用する際は、アップロードしたデータがどのように扱われるかを事前に確認することが重要です。多くのサービスでは「学習に利用しない」というオプション設定が提供されています。センシティブな内容を取り扱う際はこの設定を有効にしてから利用してください。また、これらプライバシー設定を行った上で個人情報をアップロードするかどうかは個々人の判断が必要になります。

#### 宗教的内容の慎重な扱い

生成AIは宗教的な専門知識を持っている場合がありますが、宗派特有の作法や教義については不正確な回答をすることが多いです。法要の内容や仏教的な解釈については、AIの回答を参考程度に留め、最終的には僧侶の宗教的知見による判断が不可欠です。

## 回答の検証と確認

生成AIは非常に流暢に回答しますが、時に事実と異なる情報を回答することがあります（これをハルシネーションと言います）。必ず複数の情報源で確認することが重要です。

## 依存しすぎない適切な距離感

生成AIは優秀な助手ですが、すべてを任せるのではなく、先述のハルシネーションなど、間違いも起こします。私たち僧侶自身の判断力や経験を活かして活用することが大切です。AIはあくまで「道具」であり、寺院運営の本質的な部分は人間が担う必要があります。

## 8.4 実際の導入ステップ

### ステップ1：基本的なサービスの体験

まずは無料で利用できる生成AIサービスにアクセスし、簡単な質問から始めてみましょう。「情報管理の基本を教えてください」といった一般的な質問から始めて、ツールの使い方に慣れることが大切です。また、このとき、様々な質問を行い、生成AIが強い分野、苦手な分野、不都合な分野を知ることも重要です。

### ステップ2：業務への段階的適用

慣れてきたら、実際の業務で遭遇する具体的な問題について質問してみましょう。表計算ソフトの使い方や、文書作成のポイントなど、すぐに活用できる内容から始めるこ

とをお勧めします。

### **ステップ3：ファイルアップロード機能の活用**

業務資料をアップロードして、分析や改善提案を受けてみましょう。

### **ステップ4：継続的な学習と改善**

生成AIは日々進歩しており、新しい機能や改善された回答精度が継続的に提供されています。定期的に最新の機能を確認し、より適した活用方法を見つけていくことが重要です。

生成AIの活用は、これからの寺院運営の効率化において大きな可能性を秘めています。特にアップロードしたデータの分析機能を活用することで、従来は多くの時間を要していた資料の分析や会議準備といった事務作業を大幅に削減できます。AIという新しい道具を適切に活用して、私たちの本来すべき仕事に注力できる環境を整えましょう。

## **8.5 学習データの重要性と将来の可能性**

生成AIは学習するデータの量が多ければ多いほど、より精度の高い回答を提供できます。そのため、本章で述べたデータの標準化やデジタル化が今後、さらに重要になってきます。寺院のデータが整理され、標準化されていれば、将来的にAIシステムの恩恵をより受けやすくなるでしょう。また、音声認識技術との組み合わせにより、口頭での

質問にも対応できる環境が整いつつあります。スマートフォンやタブレットに向かって「来月の法要予定を確認したい」と話しかけるだけで、スケジュールを表示してくれるような未来も近づいています。これは単なる便利さ以上に、人々の特性や障害を乗り越えてコミュニケーションを取るバリアフリー社会にも繋がっていきます。

## 9. まとめと補足

### 9.1 情報管理がもたらすもの

情報管理は手段であって目的ではありません。効率化によって生まれた時間を、私たち本来の活動に振り向けることこそが狙いです。檀信徒との対話の時間を増やしたり、地域貢献活動に力を入れたりすることで、寺院の本来の役割をより充実させることができます。一度に全てを完璧にしようとするのではなく、まずできることから少しずつ始めることが大切です。寺院を次の世代に継承するため、ぜひ本章をご活用ください。

### 9.2 補足：情報処理の学習方法

情報管理についてさらに学びたい方は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験の学習教材が参考になります。特にITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験の学習教材は初学者向けで専門知識がなくても理解しやすい内容になっています。

## 付録A：参考資料

### 【免責事項】

本付録は、本章で解説した情報管理を実践する上で参考となる一般的なサービスやツールを例として紹介するものです。これらは特定サービスの利用を推奨するものではなく、選定にあたっては各寺院の個別の状況や要件を十分に検討する必要があります。また、以下は2025年12月時点の情報であり、各サービスの機能や仕様は変更される可能性があるため、導入前には必ず公式サイト等で最新の情報をご確認ください。

### A-1：データ管理・表計算ソフト

- Microsoft Excel

多くのコンピュータに標準で搭載されている表計算ソフトの代表格。豊富な機能と高いカスタマイズ性を持ち、オフラインでのデータ管理に適しています。

- Google スプレッドシート

Webブラウザ上で動作する無料の表計算ソフト。複数人での同時編集や共有が容易で、クラウドを介した共同作業に強みを持ちます。

### A-2：データ保管・バックアップ

#### クラウドストレージサービス

- Google Drive

Googleが提供するクラウドストレージ。スプレッドシートやカレンダーとの連携がスムーズで、多様なファイルを一元管理できます。

- Microsoft OneDrive

Microsoftが提供するサービス。WindowsやOffice製品との親和性が高く、Excelなどで作成したデータのバックアップ先として適しています。

- Dropbox

ファイル同期の安定性に定評があるサービス。複数デバイス間でのファイル共有をスムーズに行いたい場合に便利です。

- Apple iCloud

iPhoneやMacなどApple製品ユーザー向けのサービス。写真やデバイスのバックアップと連携したファイル管理が可能です。

## 物理メディア

- 外付けHDD

大容量のデータを比較的安価に保管できる外部記憶装置。パソコンに直接接続するだけで手軽に利用を開始できます。

- NAS (Network Attached Storage)

ネットワークに直接接続する記憶装置。複数のパソコンやスマートフォンからアクセスでき、寺院内でのデータ共有ハブとして機能します。

## A-3：スケジュール・業務管理

### カレンダーサービス

- Google カレンダー  
Webブラウザやスマートフォンアプリで利用できる無料サービス。複数人での共有機能が強力で、寺族間での予定共有に最適です。
- Microsoft Outlook  
メール機能と一体化したカレンダー。ビジネス用途で広く使われており、他の組織との連携がしやすい点が特徴です。
- TimeTree  
「共有」を前提に設計されたカレンダーアプリ。家族や小規模なグループでの予定調整に特化した機能が豊富です。

### タスク管理

- Google Keep  
付箋のような手軽さでメモやタスクを記録できるツール。思いついたアイデアをすぐ書き留めておくのに便利です。
- Microsoft To Do  
シンプルで直感的なタスク管理ツール。日々の「やることリスト」の管理に適しています。
- Todoist  
高機能なタスク管理ツール。繰り返したスクの設定や

優先度付けなど、詳細なプロジェクト管理にも対応できます。

- Notion

ドキュメント作成、データベース、タスク管理など、様々な機能を一つに統合した「オールインワン」ツール。情報の一元管理を目指す場合に強力な選択肢となります。

#### A-4：パスワード管理ツール

- ブラウザ内蔵機能

Chrome、Safari等に標準搭載。無料で使え、パスワードの自動生成・保存が可能。基本的な用途には十分。

- 専用パスワード管理アプリ

より高度なセキュリティ機能。家族間でのパスワード共有や、セキュリティ監査機能も提供。複数のパスワードを安全に管理したい場合に最適。

#### A-5：ハードウェア・ガジェット

ドキュメントスキャナー：紙媒体の書類をデジタルデータに変換する装置。

リコー PFU ScanSnapシリーズは日本のドキュメントスキャナー市場で約70%のシェアを持つ定番製品。

## A-6：生成AI活用

### AIチャットサービス

- ChatGPT（OpenAI）  
生成AIブームの火付け役となった代表的なサービス。汎用性が高く、多様な質問や依頼に対応できます。
- Claude（Anthropic）  
長文の読解や生成に強みを持つサービス。大量の資料を読み込ませて要約や分析をさせたい場合に適しています。
- Microsoft Copilot  
Microsoftが提供するAIアシスタント。最新のWeb情報に基づいた回答や、画像の生成も可能です。
- Google Gemini  
Googleの検索技術と連携したAIサービス。情報の正確性や、Googleの各種サービスとの連携に強みを持ちます。
- Manus  
エージェント型に分類されるAI。複数のツールを組み合わせて自動で実行。人間の指示に基づいて自律的に作業を進めます。

## 第5章 寺院運営のための広報戦略

浄土宗総合研究所 研究スタッフ 斎藤唯衣

浄土宗総合研究所 研究員 大橋雄人

### 1. はじめに一寺院運営における広報の必要性一

「広報」とは、企業や各種団体などが、施策や業務内容などを広く一般の人に知らせることであり、企業や団体にとって「広報」をすることは重要な活動の1つです。広報を行うことは、自身の企業や団体のイメージを拡散し認知度を上げ、他社・他者とのコミュニケーションの活性化や、信頼関係の構築、イメージの確立など様々な効果があり、寺院運営においても重要な活動であるといえます。

寺院での「広報」によりもたらされる効果としては、仏教や寺院、僧侶に対するイメージの向上、それに伴う布教・教化への発展、檀信徒や地域住民とのコミュニケーションの活性化や信頼関係の構築、仏教に対する認知度の向上などが考えられます。墓じまい、檀信徒の減少、寺離れ、無宗教化がますます増えていく現在、寺院運営において「広報」は今後の寺院運営の要となる活動です。

本章では、なぜ広報活動が必要なのか、どのような活動を行うべきか、過去に調査されたデータをもとに考察し、実際に行われている活動の事例や考え得る活動案を挙げながら、寺院運営に必要な広報戦略を提示します。

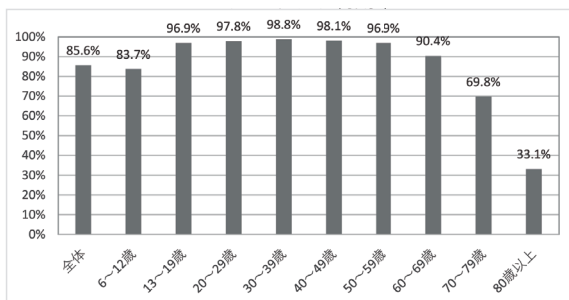
## 2. 広報における基本的分析—手段と対象—

広報活動を行うにあたり、まずはどのような手段で誰に対して情報発信をするかという基本的なことを分析する必要があります。手段と対象を考えず、むやみやたらに行っても効果的な広報ができるとは言えないでしょう。本項では、実際のデータをもとに現在の社会において必要な手段と対象を検討します。

### (1) 手段—インターネット利用の普及—

まず広報活動を行う上で、どのような手段をとるべきかを考えます。従来、寺院における広報活動というものは、境内地にある掲示板にて掲示伝道を行う、檀信徒宛てに案内や寺報を郵送する、といったアナログな方法が主流でした。しかし、現代においてインターネットの普及率は以下の通りで、インターネットの利用は不可欠です。

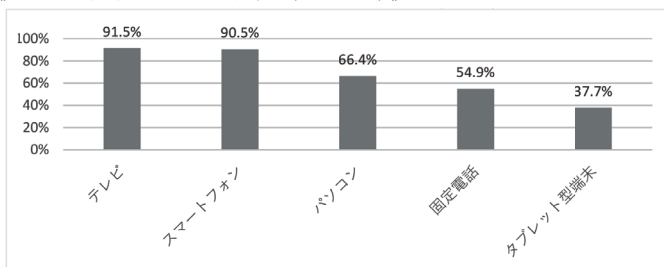
#### ① インターネットの利用率



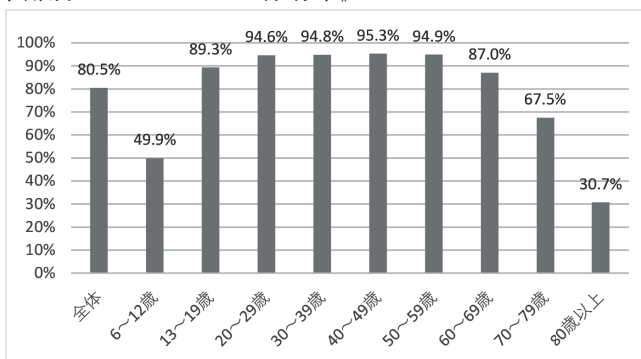
2024年のインターネットの利用率は13～69歳の各年齢階層で9割を超え、80歳以上は4割以下ですが、70～79歳で7割弱、6～12歳で8割を超え、インターネットの利用率は高くなっていることは明白です。

## ②スマートフォンの普及率

### 《情報通信機器の保有率（世帯別）》



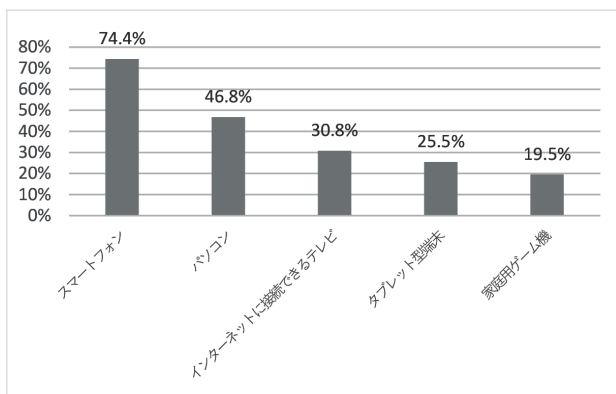
### 《年齢別スマートフォン保有率》



2024年のスマートフォンを保有している世帯は90.5%で、テレビの保有率とほぼ変わらない割合となっています。一

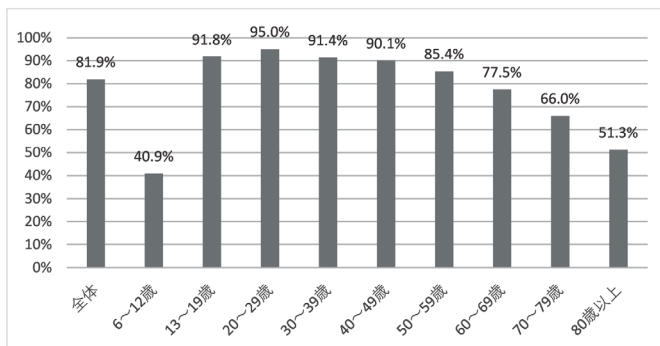
方で、パソコンは66.4%、固定電話は54.9%、タブレット型端末は37.7%と減少傾向にあります。さらに個人でスマートフォンを保有している割合は全体で80.5%と8割の人がスマートフォンを保有しており、年齢別に見ても13～69歳ではほぼ9割が個人でスマートフォンを保有していることが分かります。

### ③インターネットの端末別利用状況



スマートフォンでインターネットを利用している割合は74.4%と7割を超えており、次にパソコンが46.8%、他はインターネットに接続できるテレビやタブレット型端末、家庭用ゲームなどが2割程度となっています。現代において、インターネットを使用する際のツールはスマートフォンが主流となっていることが分かります。

#### ④ SNSの利用状況



インターネットを利用する人の中で、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用している人は、全体で81.9%、13～49歳でほぼ9割が利用し、50代以上は減少傾向にありますが、80歳以上でも過半数がSNSを利用しており、SNSが我々に馴染みのあるサービスとなっていることは明白です。

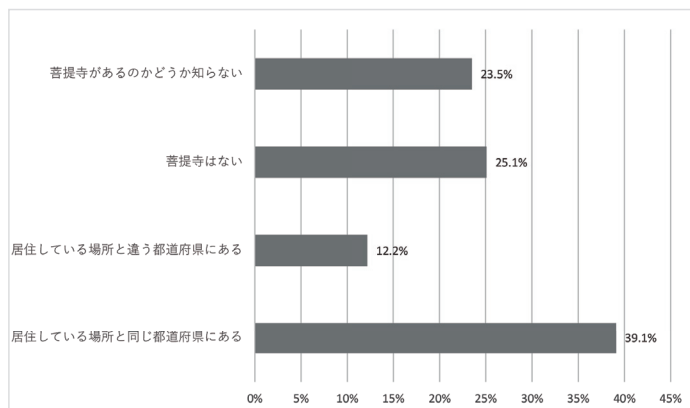
(本項データ参照：総務省「通信利用動向調査」<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>)

#### (2)対象—青壮年層へのアプローチ—

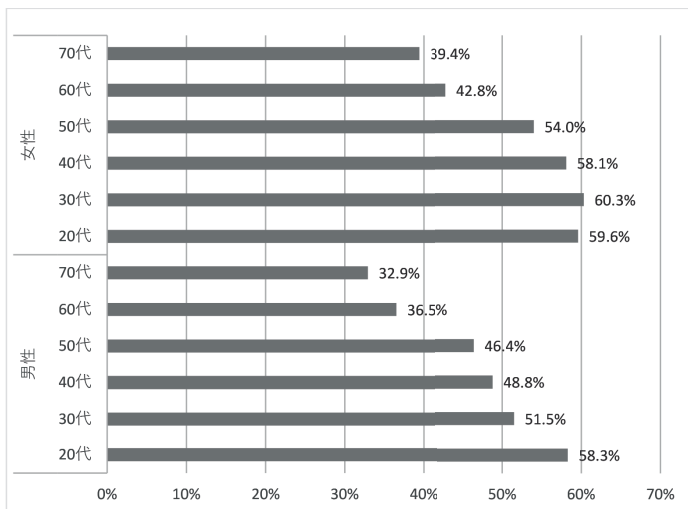
本章では、青年層を高校生～20歳代、壮年層を30～50歳代と捉え、青壮年層を高校生～50歳代という広い年齢層として設定します。青壮年層は学生や社会人といった、いわば「現役世代」であり、寺院と主に関係を持つ世代は

60～80代が中心となるため、その下の世代である青壮年層は、菩提寺や墓のある場所で生まれ育っていない人も多く、「ふるさと意識」を持たず菩提寺に親近感を持たない人も多くいます。つまり寺院・仏教との関わりが最も希薄な層であるといえます。そのため今後の寺院運営において、青壮年層に広報を行うことが重要であり、その年齢層の環境や需要に合わせたアプローチが必要となります。

### ①自身の菩提寺の所在地について



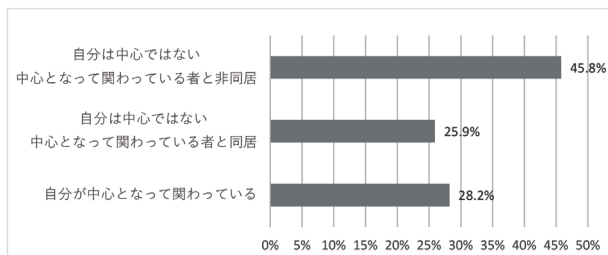
▼菩提寺はない・菩提寺があるのかどうか知らないと答えた割合



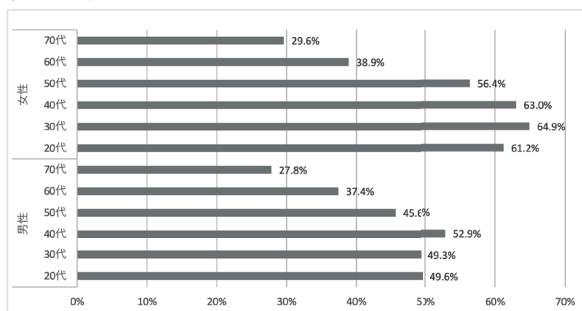
出典：「仏教に関する実態把握調査（2024年度）」  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

青壮年層は「菩提寺はない」「菩提寺があるのかどうか知らない」と答えた人が過半数に近い割合を占めており、若い世代ほどその割合が高い傾向にあります。

## ② 菩提寺がある人の菩提寺との関わり



### ▼ 自分中心ではない、中心となって関わっている者と非同居と答えた割合

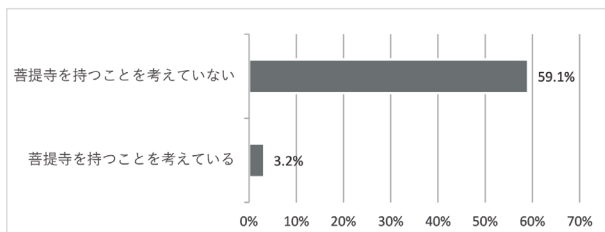


出典：「仏教に関する実態把握調査（2024年度）」  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

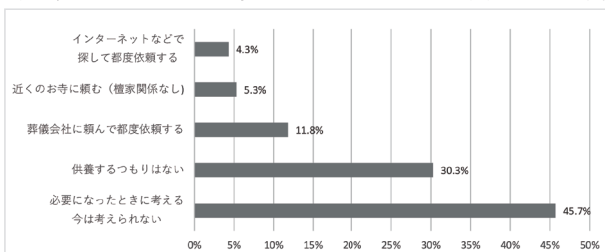
菩提寺との関わりが「自分中心ではない、中心となって関わっている者と非同居」である人は4割を超え、さらに青壮年層はその割合が全体より高く、ほぼ過半数を超えています。

### ③菩提寺のない人の寺院との関わり

▼現在菩提寺のない人が将来菩提寺を持つことを考えているか



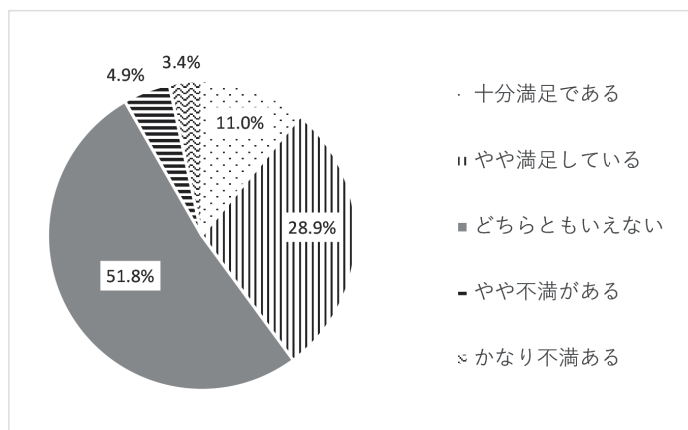
▼菩提寺を持つことを考えていない層の供養の依頼方法



出典：「仏教に関する実態把握調査（2022年度）」  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

菩提寺のない人に対し、将来菩提寺を持ちたいか尋ねると、菩提寺を持つことを考えていない人が過半数を超え、菩提寺を持つと考えている人は1割も達していません。さらに菩提寺のない人が供養をする場合は、必要になったときに考える、供養するつもりはないと考える人が7割を超え、供養に対する意識が薄いことが分かります。

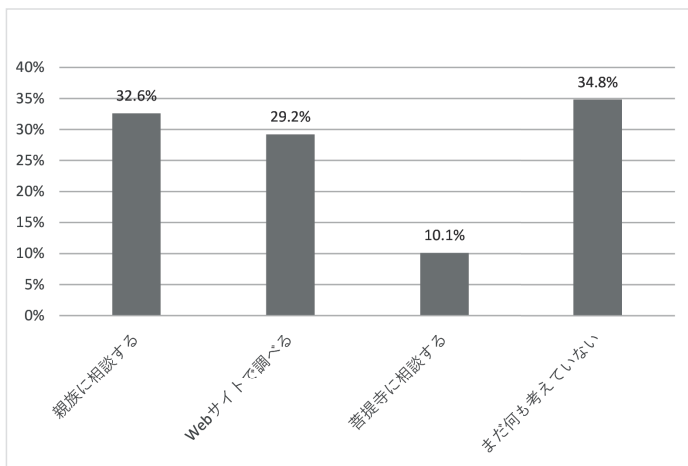
#### ④ 菩提寺への満足度（調査対象：菩提寺がある人）



出典：「仏教に関する実態把握調査（2024年度）」p.11  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

菩提寺に対して満足している割合は4割程度、不満がある割合は1割弱となる一方で、「どちらともいえない」と答えた人が過半数を占め、満足かどうか評価できるほど関わっていない、もしくは菩提寺への関心や期待がない人が多い結果であると考えられます。

⑤葬儀についてどこに相談してよいか分からない人（全体の51.7%）が葬儀について調べる手段について



▼菩提寺がある人で「菩提寺に相談する」と答えた人の年齢別割合

20・30代	19.0%
40・50代	19.9%
60代以上	24.8%

出典：「仏教に関する実態把握調査（2024年度）」  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

葬儀に関する相談をする相手について、菩提寺の有無にかかわらず上位を占めているのは、「親族への相談」、「Webサイトで調べる」、「何も考えていない」であり、菩提寺がある人でも「菩提寺に相談する」と答えた人は青壮年層で2割にも満たず、葬儀の相談という状況になっても菩提寺

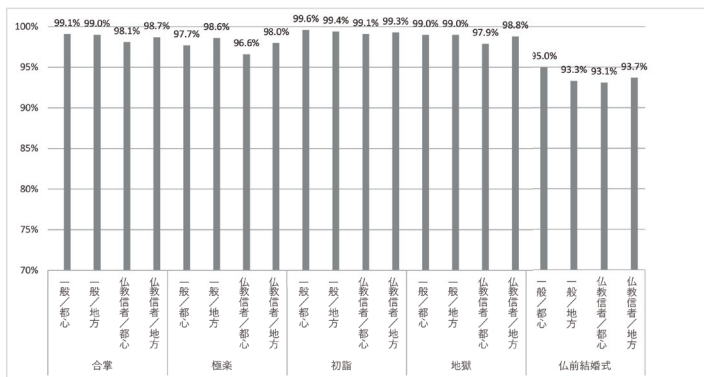
との関わりが薄いということが現実です。

以上のことから、広報を行う上で必要な手段は、従来の掲示伝道や寺報などのアナログな方法ではなく、インターネットの利用であり、広報を行う対象としては、寺院・仏教との関係が非常に希薄になっている青壮年層に向けて発信することが重要と考えられます。

### 3. 寺院の広報活動の可能性—実際のデータを元に—

次に、広報活動を行う上でどのような活動を行い、どのような内容を発信するべきか、実際のデータを元に考察します。

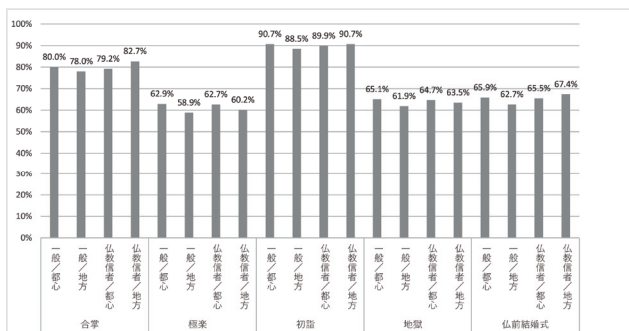
#### (1) 仏教文化についての名称の認知度



出典：「仏教に関する実態把握調査（2017年度）」  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

合掌、極楽、初詣、地獄、仏前結婚式といった仏教文化の名称について、どの項目においても認知度はかなり高く、都心/地方・一般/仏教信者における差はほぼありません。

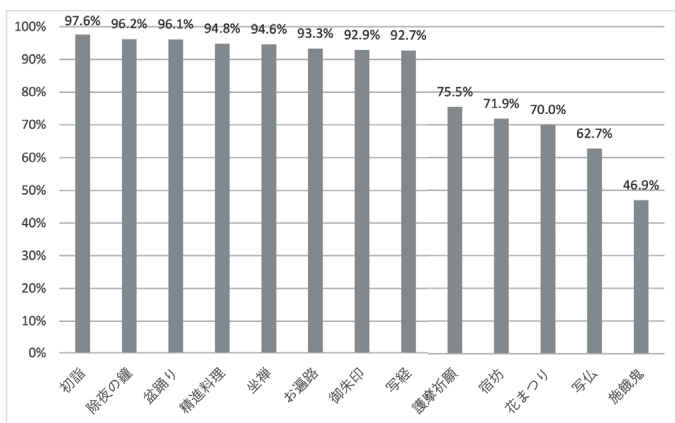
## (2) 仏教文化についての内容の認知度



出典：「仏教に関する実態把握調査（2017年度）」  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

一方、仏教文化の名称認知度の高さに比べ、初詣以外は内容まで認知している人は少なくなります。

### (3) 仏教行事についての認知度

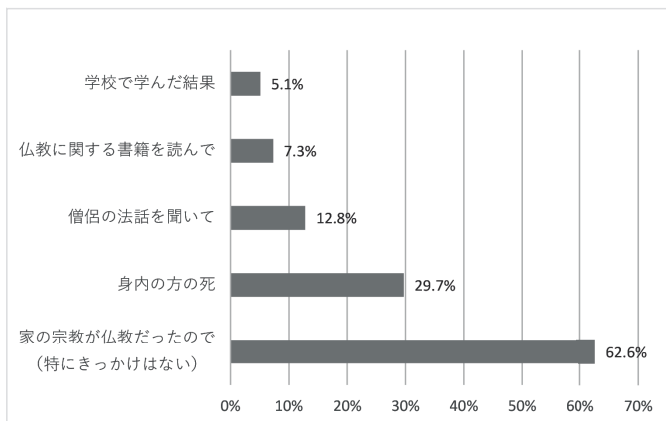


出典：「仏教に関する実態把握調査（2024年度）」p.11  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

初詣、除夜の鐘、盆踊り、精進料理、坐禅、お遍路、御朱印、写経の認知度は全て9割を超え、護摩祈禱、宿坊、花まつりについても7割を超えていますが、写仏は6割程度、施餓鬼は5割にも満たない認知度となっています。

メディアに取り上げられるような一般行事化している仏教行事に関しては認知度が高い一方で、体験機会の少ない護摩祈禱や宿坊、花まつり、写仏、施餓鬼の認知度は低くなっています。

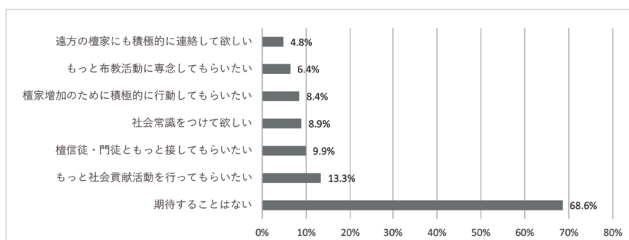
#### (4)信仰のきっかけについて（調査対象：仏教信仰者）



出典：「仏教に関する実態把握調査（2022年度）」  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

信仰のきっかけで1番多い理由は、家が仏教徒ただだけで、次いで身内の死による弔いとなり、仏教との関わり方はかなり受動的であることが分かります。

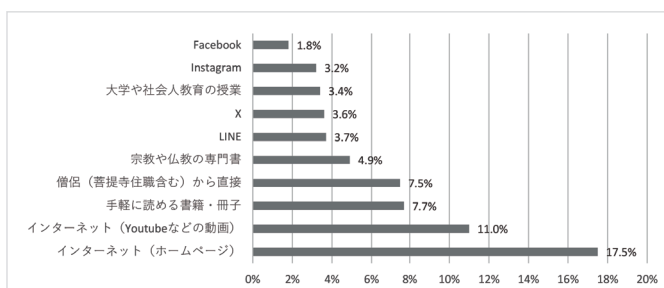
#### (5)住職に期待すること



出典：「仏教に関する実態把握調査（2024年度）」  
（公益財団法人全日本仏教会、大和証券）

住職に期待することはないと答える人が7割弱と最も多く、寺院・僧侶への期待値の低さが見られます。一方で、期待する事項として最も多いのは「もっと社会貢献活動を行ってほしい」であり、1割ほどであるが寺院に対する公益性が求められていることが分かります。

## (6) 宗教知識を取得する方法



出典：「仏教に関する実態把握調査 (2024年度)」  
(公益財団法人全日本仏教会、大和証券)

宗教知識を取得する方法は、インターネットを使う割合が高く、ホームページやYouTube、SNS等を全て合わせると4割ほどとなっています。

以上のことから、仏教や僧侶に対する関心や期待は低い一方で、仏教行事や文化の認知度は高いことは重要な点となっており、従来の信仰のきっかけはかなり受動的であるため、積極的に関わってもらえる機会を作る必要性があります。さらに前項でも述べた通り、アプローチ方法としてイ

ンターネット利用は必要不可欠であることが分かります。

#### 4. 具体的な活動例とアプローチ方法

では、具体的にどのような広報活動を行うことができるか、実際に寺院にて行われている活動事例や考え得るアイデアを挙げていきます。本項で挙げる活動はあくまで一例であり、各寺院の環境や地域性、各僧侶の得手不得手などによって効果的な活動は大きく異なります。本項の目的は、各寺院や各僧侶が今後、具体的に広報活動を行う際のヒントとなるように様々な事例やアイデアを挙げることであり、さらに本項にて挙げた活動を行えばすぐに効果があるとは限らないため、継続的な運営や各寺院に合わせた創意工夫が必要となることに留意が必要です。

##### (1) 認知度の高い仏教行事や仏教文化を活用

普段寺院と関わりのない人に関わってもらうためには、仏教行事や仏教文化の認知度の高さを利用し、仏教や浄土宗について知ってもらうきっかけを作ることが必要です。その中で、念仏・阿弥陀仏・極楽浄土といった、浄土宗寺院・教師の立場として布教すべきことをより多くの人に知ってもらい「〇〇と言えば浄土宗だね」というイメージが一般的に定着するような広報活動を行うことが重要です。

## 【例】

①名称認知度の高い仏教文化を活用し、浄土宗の教えについて知るきっかけを作る。

- ・合掌や焼香などの仕方や意味、宗派での違いを伝えるイラストや動画を発信する。
- ・極楽や地獄を描いた仏教絵画の掲示をし、法要後の法話などで解説する。
- ・寺院と神社の初詣での作法の違いについて解説したものを寺報やSNSに掲載する。など



②認知度の高い仏教行事を活用し、普段お寺と関わりのない人でも浄土宗の教えを体験するきっかけを作る。

- ・除夜の鐘や念仏会をライブ配信する。
- ・親族や友人などの仏前結婚式を執り行い写真と共に仏前結婚式の流れや意味をSNSで紹介する。
- ・写経会や盆踊りなどの仏教行事を開催し地域住民に参加してもらう。
- ・地域の飲食店と協力しお寺で楽しむ精進料理を提供する。など



## (2)発信側の環境や特色を活かした活動例

広報のためにどのような活動が効果的かを考える際に、まずは「発信側」(＝広報を行う立場)の環境や特色、得意分野などに合わせた内容を考える必要があります。例えば、知名度の高い「御朱印」を広報活動として利用しようとしても、話題になるようなデザイン性のある御朱印を書けなければ意味がないし、寺院でイベントを開催しようとしてもそのための費用や人手がなければ充分な運営はできません。重要なのは、広報活動を行う際に、その発信者の立場・環境・特色・得意分野をきちんと把握し分析することです。

### 【教団の例】

発信者側の立場として、「教団」という大きな枠組みで考えると宗全体や教区、教化団、青年会といった「団体」規模の立場が考えられます。その場合、個々の寺院と比べて人員や予算の規模が変わるため、規模の大きい事業を開催することや、大掛かりな動画の撮影、書籍や資料等の出版・発行なども寺院や僧侶個人で行うよりも着手しやすいでしょう。

本項では、各寺院・各僧侶の立場としての活動事例を中心に扱うため、団体規模の活動例は代表的な事例の紹介に留めますが、教団としての広報活動は不特定多数の人に仏教や浄土宗について伝えるためには必要不可欠な広報

活動であるため、当研究所としても活発な広報活動を今後も行なっていく責任があると考えています。

- ・開宗〇〇年慶讃事業といった大規模な企画事業において、テレビや雑誌などメディアを使い、普段仏教に触れない層にも目に触れる機会を作る。(浄土宗)
- ・複数の僧侶で行う日常勤行や定期行事の法要を撮影しYouTubeなどで配信、合掌や焼香の仕方、仏事におけるマナーについて説明した動画やイラストなどを発信する。(教区・教化団・

青年会など)

- ・「子どもの成長儀礼」や「慈悲つむぎ法要」など教化に繋がる行事や法要を提案し資料の公開・配布をする。

(浄土宗総合研究所)



## 【寺院の例】

寺院は地域に根差した場所であり、その地域の文化的・歴史的な象徴を担っていることが多くあります。そのため各寺院の縁起や由来、什物、建築物など寺院の歴史的背景や価値について、パンフレットにまとめたり、その内容をホームページに掲載したりして、広く紹介することは基本

的な活動といえます。

そのうえで各寺院がどのような活動を行うことができるのかと考えると、寺院の規模や経済的体力はさまざまです。また住職や寺族のスキルも異なっており、催し物・イベントを主催することが難しいこともあります。もちろん主催できればそれに越したことはありませんが、後々大きな負担に変わってくる可能性もあると考えられます。

住職個人のスキルや寺院の規模に関わらない活動としては、寺院の境内や施設などを檀信徒や地域住民が行っている活動の場として提供することが挙げられます。住職の特技を活かして法話会や書道教室を行うように、檀信徒や地域の住民もさまざまな特技・スキルを持っており、その地域のなかで活動をしている方々が多くいます。ヨガや小物作りのワークショップ、アマチュア落語など市民活動の場として、寺院の境内・施設を提供することで、企画、広報、集客、運営などの負担が大幅に削減されることとなります。コロナ禍以前に寺院の書院などをコワーキングスペースとする活動が注目を浴びましたが、それを広く行うような形態となります。

寺院の負担が減り、地域の活性化にもつながる「場の提供」は、どのような寺院でも比較的取り入れやすく、流行りや社会的変化にとらわれない活動例になると考えられます。一方で、場を提供するに際して利用者には突然葬儀が入ることなど寺院特有の事情について理解してもらう必要

があります。

このような活動事例として挙げられるのが静岡教区・新光明寺 (<https://www.shinkoumyouji.com/>) の取り組みです。新光明寺では、境内地内の駐車場や本堂、書院を貸しスペースとして提供しており、地域の住民がそれぞれの趣味や活動の場所として利用できるようになっています。ホームページには利用できる場所の写真、また利用規約や利用申込書なども閲覧・ダウンロードできるようになっており、これから活動を行おうと検討している寺院の参考にもなると思われます。

また神奈川教区・浄楽寺 (<https://www.jorakuji-jodoshu.com/>) でも同様に境内をレンタルスペースとして提供するほか、所蔵する運慶仏の拝観を常時できるように設備を整えるなど文化事業も積極的に行っています。さらにはEC（電子商取引）サイトも開設し、運慶仏をモチーフにしたグッズの販売や運慶仏保護のための寄付金なども受け付け、教化活動と合わせて参拝者などに文化財保護の意識を向上させる活動も促進しています。

このような地域活動の場とする一方、寺院の周辺住民や檀信徒の生活向上を目的として、山形教区・西蓮寺では、宗で推進されている活動である介護者カフェ「わげんカフェ」を開催しつつも、高齢檀信徒向けに定期的にスマホ教室も開催しています。このスマホ教室は、「スマホの使い方がわからない」という高齢者檀信徒の声に応じて始まっ

たものであり、近隣にそのような市民教室が無い地域において、要望に応じて寺院が企画し、場所を提供、講師は外部の専門家に依頼しています。場所を提供しつつ、地域のニーズに応えることで、存在感が増すことになるのではないのでしょうか。

写経や法話会、お経の会など仏教的な催しは寺院としてスタンダードなものですが、仏教的なことのみならず、上記に取り上げたように市民活動の場として寺院のスペースを提供することは寺院側に負担が少なく、かつ地域住民や檀信徒の活動を通じて地域の活性化にもつながり、間接的な地域貢献活動になると考えられます。

またこのような活動がインターネットなどで広報されると地域のなかで寺院の認知度が広まり、檀信徒以外の地域住民にも親しまれる効果があると推察されます。

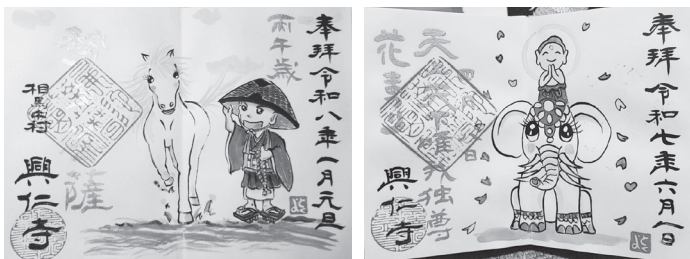
### 【僧侶個人の例】

僧侶が一個人として広報活動を行う場合、前述した通り、それぞれのスキルや得意分野によって効果的な活動内容は千差万別であり大きく異なります。また活かせるような特技を持っていない、思いつかない人もいるでしょう。本章の目的は、広報活動のアイデアを多数提示することであるため、必ずしも一個人として何か活動をすべきであると提言する意図はありません。そのため、僧侶個人の実際の活動例は一例のみとし、その他は考え得る例を挙げるだけに

留めます。

○僧侶個人が得意分野を活かす活動例

- ・人前で話すことが得意な人が、法話会や子ども向けに絵本の読み聞かせ会を行う。
- ・絵を描くことが得意な人が、絵を取り入れた御朱印を作成、仏教について説明した絵をSNSで発信。
- ・写真を撮ることが得意な人が、境内の草花などを撮影してSNSに投稿。境内や堂内で撮影スポットを作り参詣者に記念撮影をする。
- ・俳句や短歌を詠むことが得意な人が、仏教を取り入れて詠んだ歌を発信。
- ・人の話を聞くことが得意な人が、電話で相談窓口を受け付ける、お寺に来てもらって傾聴の会を行う。など



▲絵の特技を活かした御朱印の実例（福島教区・興仁寺）

重要なのは、自分の能力や得意分野・スキルをきちんと自己分析し、僧侶として何ができるのかを考え、自身のスキルを活かした活動を行うことです。

### (3)受信者に合わせて表現を変更する

前項では、発信者側の立場や環境等によって考えられる活動例を挙げましたが、当然のことながら情報を受け取る受信者の立場や環境等も考慮する必要がありますので、受信者によって変更すべき事項とそれに伴う活動例を挙げていきます。

#### 【年齢層】

受信者の年齢層も様々であり、環境や考え方は大きく変わります。そのため、年齢層に合わせた発信が必要です。

- ・年齢層に合わせて言葉選びや表現を変える。

例：子ども向けに分かりやすい言葉を使う／世代に合わせた時事や話題を使う／高齢者のために文字のサイズを大きくするなど。



- ・年齢層に合わせたイラスト、映像、音楽を使用する。  
例：子ども向けにかわいいイラストを使う／若年層に流行っている音楽を使う／壮年層が好むような懐かしさのある映像を使うなど。

- ・ 青壮年層に関わりの深い内容を扱う。

例：勉強や仕事で疲れた人・眠れない人向けのヒーリングとして読経の音声や境内の映像を配信／忙しい人のために短時間で仏教について解説するショート動画の配信をするなど。

## 【性別】

女性向け／男性向けと性別に合わせた表現も大切である一方、性の多様性が尊重される現代社会において、受信者には様々な性別の人がいることにも目を向ける必要があります。女性向け、男性向けという二元論的な考えだけでなく、様々な性の考え方を意識したアプローチも重要です。

尚、性の多様性（LGBTQ+）に関しては、当研究所で「カラフルな共生社会を目指して—LGBTQ+についてみんなで考える—」という啓発冊子を2025年に発行しホームページにPDF公開もされているのでご参照ください。



- ・ 仏教における性の多様性について発信する。  
例：性の多様性について浄土宗における「平等思想」を用いて分かりやすく説明するなど。
- ・ すべての性への配慮を意識する。

例：女性／男性はこうあるべき、男の子は青、女の子はピンクといったジェンダーバイアス（性の偏見）の表現に気をつけるなど。

#### (4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用

青壮年層のみならず、現在は高齢者も含め多くの人がスマートフォンを所持している現代において、インターネット、特にSNSは最も手軽に多くの人目に触れやすい広報ツールであり、大きな費用をかけずに普段仏教に興味のない人も含めた不特定多数に発信することができます。

またSNSを活用する場合、寺院として発信するか、僧侶個人として発信するか、また誰に対して（檀信徒／社会一般など）発信するかをきちんと使い分ける必要もあり、用途や対象の年齢層に合わせて使用するSNSを変更する必要があります。

#### 【主なSNSの用途例と年齢層】（2026年2月時点）

##### ① X（旧Twitter）

特徴	基本的には短文（140字以内）のテキスト投稿（有料により長文の投稿も可能）。情報をリアルタイムで発信でき、時系列順に情報が見られる。他者による情報の拡散機能があり、拡散してもらうことで広く情報を発信できる。文章・写真・動画の発信が可能であるが、文字数や写真の枚数、動画の分数に制限がある。
----	--

用途例	施餓鬼会や十夜法要などの年中行事や寺院で開催するイベント情報の発信。行事の写真や動画を添えた行事報告の発信。など
主な年齢層	若～壮年層

## ②Instagram

特徴	画像や動画を中心に発信できる。情報の表示方法は時系列に並んでいないためリアルタイムの情報発信にはあまり向いていない。24時間で投稿が非公開になる機能やライブ配信、ショッピング機能もあり、様々なコミュニケーションが可能。
用途例	境内の植物や堂内の仏像の写真の発信。年中行事の様子を短くまとめた動画の発信など。
主な年齢層	若～青年層

## ③TikTok

特徴	音楽に合わせたショートムービーを投稿することができる。最大10分の動画投稿が可能であるが、主に1分以内の短い動画がメインとなっており、スマートフォンでの利用が前提であるため、縦型の動画がメインとなる。YouTubeやInstagramにも転用が可能。
用途例	音楽に合わせた寺院の紹介動画や、行事のダイジェスト動画の発信。

主な年齢層	若年層
-------	-----

#### ④Facebook

特徴	実名での登録となり、家族・友人・同僚とのつながりやビジネスシーンでの利用がメインである。そのため匿名で行う他のSNSよりもフォーマルな印象があり、ビジネス向けのSNSとなっている。
用途例	法要などのリアルタイム配信・行事案内等の発信など。
主な年齢層	壮年層

#### ⑤YouTube

特徴	長時間の動画配信が可能（最大12時間）で、URLを知っている人だけが閲覧できる限定公開も可能なため、用途に合わせて公開を制限できる。YouTube内での拡散機能はないが、URLを提示することで、他のSNSやホームページで拡散、QRコードを掲載して紙面で拡散することもできる。リアルタイムでの配信も可能。
用途例	法要や法話などの動画配信・限定公開を使用し遠方の檀信徒のために年忌法要を配信するなど。
主な年齢層	全世代

## ⑥LINE

特徴	メールのように個人間でのやり取りができる。音声通話やテレビ通話、画像や動画の送信も可能であり、法人・企業向けの公式アカウントを取得すれば登録した人へメッセージの一斉送信も可能。
用途例	檀信徒への行事案内の一斉送信や年忌法要の受付など。
主な年齢層	全世代

## ⑦Googleマップ

正確にはSNSではありませんが、Googleが提供する地図情報サービスである「Googleマップ」のビジネスオーナー取得をはじめとする活用も一例として挙げます。

Googleマップにおける「ビジネスオーナー」とは、Googleビジネスプロフィールという無料ツールを利用して、Google検索やGoogleマップ上に表示される情報を管理・運営する人のことを指します。このビジネスプロフィールをオーナー確認（登録）することで、正確な情報をユーザーに提供することができるようになります。

ビジネスオーナーは、ビジネスプロフィールを通じて以下の情報を管理することができます。

正確な情報提供	営業時間、定休日、住所、電話番号、ウェブサイトなどを最新の状態に保つ。
---------	-------------------------------------

写真や動画の共有	店舗の外観や内装、商品などの写真・動画を掲載し、ユーザーの興味を引く。
集客の促進	ユーザーが地図上から直接電話をかけたり、経路検索を利用できるようになる。
最新情報の発信	イベント情報、臨時休業、新商品などの最新情報を「投稿」機能で発信する。
ユーザーとの交流	口コミへの返信や、メッセージ機能を通じた顧客対応を行う。
パフォーマンス分析	どれくらいのユーザーが自分のビジネス情報を見ているか、どのような経路でアクセスしているかを分析できる。

一般企業（飲食店などの店舗）では集客力を高めることにつながりますが、寺院としては正確な情報を発信するツールとして使用するべきでしょう。

## 5. インターネットを利用する際の注意点

インターネット、特にSNSでの発言は、世界中の不特定多数に一齐に発信され、さらには自身の意とは異なる形で情報が拡散される可能性があり、トラブル防止のためには細心の注意と配慮が不可欠です。

## (1)発信する内容・表現・言葉選びに細心の注意を

性別、年齢、人種、職業、病気、身体的特徴、LGBTQに関することなどに対し、差別的発言や過激な表現などは絶対に行なってはいけません。差別に繋がる不必要な発言や配慮に欠けた言葉選びによって批判の対象になる可能性があり、さらには人権侵害といった大きなトラブルに発展する場合もあるため、細心の注意が必要です。

また、他人の写真や映像、企業のロゴマークや音楽の歌詞などを無断転載することによって生じる著作権侵害、勝手に他人の顔が写った画像を発信することで生じる肖像権侵害、個人情報や拡散させることで生じるプライバシー侵害など、悪意がなかったとしても結果的にトラブルの原因となってしまう可能性があるため、知識と配慮が必要です。

## (2)防犯面の低下や印象悪化に繋がる危険性

現在外出中であることや、境内や堂内の様子が詳細に把握できる内容の発信を行うことで、留守中に侵入される、死角になるところで窃盗や放火をされるなどの恐れがあり、防犯面に気を付けなければなりません。外出していることが分かる情報はリアルタイムで発信しない、境内や堂内の写真を掲載する際は全体像を写さないなどの対策を行いましょう。

また、自身の趣味やプライベートな内容、相手に不快感を与える内容を発信することで、贅沢な生活をしている、

宗教者として相応しくない思想や活動をしているなど、僧侶のイメージを低下させる印象を与えてしまう可能性があるため配慮が必要です。不必要にプライベートなことは発信しない、発信をする場合は具体的なこと（高額な出費、深夜帯の外出、歓楽街への外出など印象を悪くする可能性のあること等）は記載しない、自己中心的な発言（自分本位の意見を主張し他者を攻撃・否定）をしないなどの配慮をしましょう。

### (3)インターネット上の情報を鵜呑みにしない

インターネット上には嘘の情報や不確かな情報が多く発信され、人の手によって合成されたものやAIによって作成された巧妙なフェイク画像、フェイク動画も多く存在しています。そのため、情報を鵜呑みにして拡散しないように気を付ける必要があります。嘘の情報に騙され、自身がトラブルに巻き込まれる可能性もあり、誤った情報を発信・拡散することは不信感にも繋がるため、不確かな情報は冷静に判断し、自身で正しい情報を調べることが大切です。

### (4)トラブルが発生した場合は早急に真摯に対応する

万が一、上記のような失言や誤った行為、間違った情報の拡散などを行ってしまった場合は、隠蔽や取り繕うようなことを行えばさらに信頼を失い状況が悪化するため、

包み隠さず自身の誤りを認め、早急な対応と誠実な謝罪を行いましょう。

また寺院や自身などに関する嘘の情報を発信された、個人情報や拡散されてしまったなどのトラブルに巻き込まれた場合は、自身のみで解決しようとするのではなく、直ちにサービス管理者へ該当の情報を削除してもらい依頼をする、行政や関係機関の相談窓口に連絡するなどの対応が必要です。

#### (5)不特定多数への発信にばかり目を向けない

不特定多数への発信にばかり気を取られ、現在の檀信徒への発信・教化に目が向かなくなってしまっただけでは本末転倒です。檀信徒が蔑ろにされていると感じないように、従来の檀信徒に向けた広報活動にも留意し、檀信徒が望む情報の発信やコミュニケーション方法を行なった上で、青壮年層や今後檀信徒になり得る不特定多数への教化をすることを忘れないようにしましょう。

#### (6)目的や対象をしっかり見定める

ただむやみやたらに発信しても、広報される側（情報の受け手）は自分に向けて発信されているものと感じることができません。広報活動を行なっても、情報を受け取ってもらえない可能性があるため、何のために、誰に向けて発信するのか、その目的と対象を明確にし、それに合わせた

情報を発信しましょう。そうすることによって、受け手は「私に向けて発信されている」と当事者意識を感じることができ、情報が届きやすくなります。

#### (7)継続した広報活動を行う

広報活動としてSNSによる情報発信等を開始しても、継続し続けないと受け手には定着せず、認知されないままになってしまいます。はじめはその活動や発信に成果が見られなくても、きちんと宣伝し、発信を継続することで認知されていくものもあるため、諦めず根気強く続けることが大切です。またSNS等は更新頻度が下がったり、全く更新されなくなったりすると、受け手は閲覧をしなくなるケースがあるため、継続的な情報発信が必要です。

しかし、どんなに継続しても、需要や環境に合っておらず成果に繋がらない場合もあります。何故、定着しないのか、成果が見られないのかをきちんと分析し、その原因を考え、活動内容や手段、対象などを修正、変更することも必要となるでしょう。

### 6. まとめ—広報活動に正解はない—

これまで様々なデータや活動例、アイデアや注意点を挙げてきましたが、広報活動に正解はなく、各寺院の環境や状況、また社会状況によって日々変わっていきます。しかし、何も行わないのでは、寺院を取り巻く状況は何も変わ

らず、どんどん衰退していくだけでしょう。

私たち僧侶や寺族は、今、誰に、何が求められており、何をすることができるのか、何をすべきなのかをきちんと考え、試行錯誤を続けていくことが必要なのです。

執筆箇所：

斎藤唯衣

1. はじめに—寺院運営における広報の必要性—
2. 広報における基本的分析—手段と対象—
3. 寺院の広報活動の可能性—実際のデータを元に—
4. 具体的な活動例とアプローチ方法  
((2)【寺院の例】、(4)⑦Googleマップを除く)
5. インターネットを利用する際の注意点
6. まとめ—広報活動に正解はない—

大橋雄人

4. 具体的な活動例とアプローチ方法  
(2)【寺院の例】、(4)⑦Googleマップ

## おわりに

次世代継承に関する研究班 研究主務 名和清隆

本書は、現代社会において「より良い寺院運営」に必要な点を整理し、その具体的解決方法を提示することを目的としたものです。しかし本書で取り上げた内容は複数分野にわたるため、専門的知識を深く掘り下げたものとは言えず、より深い専門的知識に関しては、今後の研究を俟たざるを得ないでしょう。

また本書第1章で指摘されているように、現在寺院が抱える諸課題は広い範囲に横たわるものであり、本書はその一部分を取り挙げたに過ぎません。しかしこれまで浄土宗総合研究所では、現代的諸問題に関して研究を行い、様々な業績を積み重ねてきました。近年の成果を挙げるならば、寺院の教化活動に資するものとして『いきいきお寺事例集 ー 活のススメー 変えようお寺ー』（浄土宗、2015年 \*研究所が執筆を担当）、「子どもの成長儀礼実践マニュアル」（浄土宗総合研究所、2018年）、「慈悲つむぎ法要・セミナー実践マニュアル」（浄土宗総合研究所、2022年）など、生命倫理に関するものとしては『いのちの選択に向き合うとき』（浄土宗総合研究所『総研叢書』第11集、2020年）、寺院の社会貢献活動に関するものとしては、『つどう・やすらぐ・ささえあうーお寺での介護者カフェを通じて』

(浄土宗総合研究所『総研叢書』第13集、2024年)、LGBTQに関するものとして『それぞれのかがやき：LGBTQを知る—極楽の蓮と六色の虹』(浄土宗総合研究所『総研叢書』第10集、2018年)、『カラフルな共生社会を目指して—LGBTQについてみんなで考える—』(浄土宗総合研究所、2025年)、浄土宗版エンディングノートとして『縁の手帖』(浄土宗、2014年)があります。

是非本書のみならず、これらの先行資料を参照していただき、「より良い寺院運営」に向け役立てていただければ幸いです。なお末尾をお借りして、本書作成にあたり原稿作成を快くお引き受けいただいた齊藤善隆弁護士、ほか執筆者各位、有益な意見を頂いた「次世代継承に関する研究班」各位、また原稿校正に尽力頂いた研究所事務員に御礼を述べたいと思います。

# 補論 浄土宗総合研究所シンポジウム 「墓じまい」を考える概要報告

## 【趣旨説明】

名和清隆（コーディネーター／浄土宗総合研究所研究員、  
大正大学非常勤講師）

現在、お墓の移動現象「墓じまい」は非常に増えてい  
ます。2010年には7万2000件であったのが2023年には16万件  
を超えているとの報告があります。（厚生労働省）

本日のシンポジウム参加者への事前アンケートでは、  
「あなたのご自坊では最近10年で『墓じまい』が生じてい  
ますか？」には、75%を超える方々が「生じている」とお  
答えいただいております。また「今後10年間で『墓じま  
い』が現在より進むと思いますか？」には90%を超える  
方々が「そう思う」と答えており、より深刻な考えをお持ち  
の方が多岐に分かります。

また、「墓じまい」が世の中で流行語のように扱われて  
いる状態です。一般紙で「墓じまい」の特集が組まれたり、  
霊園の経営者による著書（『墓じまいのススメ』）には「こ  
れが親の子孝行」というような、一つのイデオロギーを伴  
った表現で勧めている傾向も見られます。

現在、「墓じまい」がなぜ生じているのか。それは信仰

の問題というよりは、むしろ大きな社会構造の変化、具体的には人口の移動現象や家族の在り方の変化といった、社会変動によって生じた側面が大きいかと存じます。また、こうした墓の移動現象は、過疎地域においてだけでなく、都市部においても進んでおります。

そして「墓じまい」によって、寺院には大きな問題が生じております。檀信徒が減少し、それによって寺院の運営が困難になり、その先には寺院の数そのものの減少傾向につながるのではないかと存じます。また、「墓じまい」に伴って、例えば離檀料や放置された無縁墓といった、様々な法律の問題が生じます。さらには「墓じまい」が進むことによって、弔いの心そのものが変わってしまうのではないかと存じます。懸念をお持ちの方も多くいらっしゃいます。

このような諸問題に対して、我々はどうすべきなのか、どのようなことができるのか。また、状況が進むに従って、寺院に求められる役割も新しいものとなるかもしれません。寺院レベルで、また宗全体で考えなければならない必要があろうかと存じます。

本日のシンポジウムでは、こうした問題意識をもとに、社会学者である井上治代先生に「なぜ今墓じまいが起こっているのか」について、基調講演にてお話しを頂戴します。そのうえで4人のパネリストの先生に、①過疎地域のお墓の状況（西村昭仁先生）、②都市を中心とした新しいお墓の状況（赤羽真聡先生）、③「墓じまい」に伴う法律的な

諸問題（齊藤善隆先生）、④「墓じまい」と弔いの心（鶴飼秀徳先生）、という視点からご発表いただきます。そのあと全体ディスカッションにて、更なる内容の進展を図りたいと思います。

### 【基調講演】

#### 「昭和の『人口移動』 令和の『遺骨移動』」

井上治代（社会学博士／元・東洋大学教授、東洋大学現代社会総合研究所客員研究員、エンディングデザイン研究所代表、認定NPO法人エンディングセンター理事長）

私は社会学を専攻する一方で、NPO法人の中で、後継を必要としないお墓「樹木葬」を東京で初めて世に出しました。それと「もう一つの我が家」という一軒家を設けて、お一人になった人や晩年寂しい人などを募って、「墓友」活動をやっております。さらに死後事務委任などもやっております。そういったエンディングセンターの活動の中から、感じることをお話したいと思います。

本日のタイトルにもなっている「昭和の『人口移動』」と「令和の『遺骨移動』」。これらには関係性があります。「人口移動」した人たちが移動先でお墓をどうするのか、故郷のお墓はどうするのかということに決着をつけ始めたら、「遺骨移動」が始まったということで、関連を考えていきたいと思います。

## 「人口学はウソをつかない」

最初に「人口学はウソをつかない」というお話をいたします。社会を人口学から分析するというのを私はいつもやっております。なぜならば、ある年に生まれた人の数というのは増えないわけです。となりますと、高齢者がどのくらいいて、若者がどのくらいいて、子供がどのくらいいて、というような人口構造的なものは予測することができます。これからの社会を予測できる。このことが非常に大事だと思っています。どんなに熱心な、深い弔いの心があったとしても、そのまま次の世の中に生きてくるかどうか。やり方を変えて、現代社会に合わせていかなければいけないと思っております。

## 「50年で全く別の国になる日本」

日本の総人口は2004年くらいがピーク（1億2,784万人）でして、今は人口が下がっていったという時です。総務省のデータでは、2050年には9,515万人、2100年には4,771万人と、ものすごい変化が起こってくるのが分かります。そして長谷川敏彦氏（〈社〉未来医療研究機構 代表理事）が示した、1868年から2110年までの人口遷移を見ると、二つの安定した人口構造を見てとれます。1970年代までの、19世紀型の人口構造で安定しているところは、子供もそこそこいて、高齢者が少なく、真ん中の労働人口がとても多い。こういう時は経済も発達します。ところが2050年か

ら2110年くらいまでの間は、子供はほんの少し、高齢者がたくさんいて、労働人口は少ないというような、21世紀型の人口構造で安定する時期が来ます。現在はちょうど過渡期なのです。

お墓でいえば、後継ぎ・継承性を取らないお墓が出てきたり、お墓を作らないとかお葬式をしないなどは、こういう過渡期の現象ではないかと思っております。行き着くところ、2050年になりますと、全世帯に占める一人世帯の割合が44.3%にもなります。2020年が38.0%ですから、これから単独、一人世帯が非常に多くなってくるのです。家族機能があればこそ介護もしたし死後のこともしたけれども、その家族がいないわけです。それをどうにか補っていかなくてはならないという大変な時代になっています。

講談社現代新書の『未来の年表－人口減少日本でこれから起こること－』（河合雅司著、2017）という本の表紙には、2020年には女性の半数が50歳を超える、2024年には国民の3分の1が65歳以上になる、2027年で輸血用血液が不足する、2033年では3戸に1戸が空き家になって、2039年には火葬場が不足する、とあります。この火葬場不足の問題は、もうすでに都会を中心にいろんなところに出てきています。アメリカでは水素で遺体を溶かしてしまうような葬法も出てきていますが、火葬場が増やすことができない限り、土葬などの第一次葬法や違う葬法が増えていかなければならないと思っています。また2040年には自治体の半数

が消滅し、2042年には高齢者人口がピークを迎えるという  
ようなことが推計されています。「50年で全く別の国になる  
日本」といえるのですが、もう家族の機能が弱まってしま  
って、社会が家族の役割をしなければならないのです。  
65歳以上の単独世帯の割合は、2040年には約40%です。3  
分の1の人は結婚せず、3分の1の人は離婚、3分の1は  
添い遂げる、しかし全て最後は「おひとりさま」になって  
しまうと言われています。

### 「昭和の人口移動」1954年～1970年前半

1950年代くらいから1970年代の中程までは、地方から大  
都市圏に大変多くの人達が移動しました。農村から都会へ  
の人口移動で象徴的なのは、若年層の集団就職です。これ  
は国策、国家プロジェクトとしてやったわけです。ちょう  
ど中卒・高卒者の集団就職で、1954年（昭和29）から始ま  
って、最盛期の1964年（昭和39）では約8万人にもなっ  
ています。しかし1970年代半ばに起きたオイルショックで高  
度経済成長が鈍り、もう集団就職は行われなくなってい  
きます。1950年から1970年の間の日本の総人口は、8,411万  
人から1億467万人へと24.4%も増加し、生産年齢人口は  
5017万人から7212万人と増加しています。初期の頃、高度  
経済成長期は農村地域から都会への「出稼ぎ」が多かった。  
東京に移住した人でも県人会などを盛んに行いながら、ふ  
るさと意識は強く、いつか親のいる故郷に戻るといふ可能

性は消えていませんでした。

1995年のことですが、東京都の霊園管理問題等検討委員会というのがありました。ちょうどこの年に都知事になられた青島幸男氏が、この委員会で最初の挨拶をしました。「これからは、ふるさと東京の墓地行政を行います」。それまでは東京に出てきた人が故郷に帰るかもしれない。だから遺骨を埋めないで、取り出しやすいように納骨堂というのをちゃんと設けていたと。ところが団塊世代（1947～1949生）が1995年では48歳～46歳ぐらいになってます。もう東京で生まれて東京が故郷という人が出てきたので、墓地行政はそのようにいたしますというのです。この言葉は非常に印象に残っております。

### 「令和の遺骨移動」2010年～2024年

「改葬件数の推移」を見ていくと、2010年くらいからどんどん上がっていくんですね。2010年というのは、NHKが特集で無縁社会や孤独死の問題を取り上げた年です。2010年の改葬件数は7万2,180件で、2020年には11万7,772件になり、2021年では11万8,975件ですけど、2022年に15万1,076件と、どっと上がるのです。2022年はちょうどコロナの問題が出てきて、高齢者には「自分が死んでしまうかもしれない」というような恐怖がありました。コロナが少し静まると、自分の墓を契約しなくてはと思っていた人が実際に行動に出たり、あるいは自分の墓は持っているけ

れども故郷の親をどうしようか、いつかやらなくては思っていた人たちが肩を押されたと言えましょう。

### 「改葬・墓じまいに関する実態調査」

鎌倉新書さんが「【第3回】改葬・墓じまいに関する実態調査」(2024年1月調査)を行っておりまして、ここで注目したいのは「改葬・墓じまいの検討理由」なんですね。1番目が「お墓が遠方にある」(54.2%)。やはり故郷から出てきた人たちは、親が故郷にいて、お墓は遠方にあります。それから2番目が「お墓の継承者がいない」(44.8%)。ではその人たちの「遺骨の引っ越し(改葬)先」はどこかといいますと、1番多い「合祀墓・合葬墓」が30.9%、そして「樹木葬」が23.4%、次の「一般墓」を飛ばしまして、「納骨堂」が17.2%。いま数値を読み上げたのは、全部後継ぎを必要としないお墓です。こうしたお墓に移動した人たちが72.5%になります。ですから故郷が遠くて、自分たちの移動先に親を連れて来よう、親の遺骨を持ってこようという人たち、そしてもう後継ぎが確保できないという人たちが、一般墓から後継ぎを必要としないお墓に移動しているということが分かります。

2022年が急激に改葬・墓じまいが増えた年だと申し上げました。私どものエンディングセンターでは樹木葬墓地「桜葬」をやっておりますので、色々問い合わせや契約が入ります。2022年の問い合わせを見て分かることは、まず

は自分たちが入る墓を求めている。その墓をどこにしようかと考える時は、まだご先祖様のお墓をどうするかということに決着をつけていない。でも最終的に田舎の両親の墓をどうしようかと決めて、追加で申し込みますというようなことが非常に多いです。「まずは自分たちのお墓を求め、ちょっと落ち着いたらご先祖様のことを考える」ということが多いのです。

### 「遺骨の移動と対応策」

今申し上げたようなことの中で、まず遺骨の移動がどのような形を取っているか、そしてその対応策にはどのようなものがあるのかについて話をしていきます。

まず遺骨の移動のパターンですが、「地方⇒都会へ」という移動が多いと思います。一般的に「墓じまい」や改葬というのは、地方のご先祖様を自分たちが住んでいるところの近く、多くの場合は都会に持ってきていると言われております。私はこれに対して、「現代版両墓制」という案があるかと思っています。実際に私どもの町田市にある「桜葬」墓地を買ったある方は、一関市にご遺骨が入ったお墓があります。町田市に「参り墓」が、一関市に「埋め墓」があるという状況ですね。もし皆様のお寺に改葬したいと檀家さんが訪ねて来た時には、その気持ちをよく聞いて差し上げます。すると、できるなら自分は生まれ育った場所にいたいし、死んでもここに埋めてもらいたいが、子

供たちは都会に住んでいて、自分が死んだあとに墓参りに来るのは大変だろうから、子供のことを思って近くに行つてあげようと思っている、というように、核家族化と戦後の人口移動で難しい問題が起こっています。だとしたら、故郷のお寺で供養をしてあげて、故郷と都会とで「埋め墓」と「参り墓」をもったとしても、そんなにお金がかからないような形があるかと思います。遺骨を故郷に残しながら、その一部を都会の方に持っていくのもありでしょう。こういうことを一ヶ寺だけでやっても知れ渡ることはないと思います。ですので、宗としてシステムを作りましてと大きく宣伝して、そういうものをつくるお寺があってもいいんじゃないかなとも思います。

もう一つは「地方⇒地方へ」です。私は去年の12月、講演で長崎県五島列島の小値賀島に行きました。地方の依頼では必ず「墓じまい」の話を入れてくれというリクエストがあります。お墓などは地域によって全部違いますので、講演の1日前にその地域に入りましてリサーチをします。その地域は集落・地区の墓地を持っているのですが、所々が草ぼうぼうでして、かなりの人たちが引っ越したり改葬してそのままになっているのか、墓石が半分くらい欠けてしまっているなど色々なものがありました。そして「その地区のお寺の納骨堂に改葬した」という人に出会いました。「お寺さんが無縁にならないようにと造ってくれたので、そこに改葬したんだ」と。地区から地区ですね。それで話

を聞くと、お寺がちゃんと今の社会とその島の状況を皆さんにお話しして、「ここにすれば大丈夫だよ」とメッセージされているそうです。それを聞いて、安心していているという人たちがいました。（「地域内安心プラン」）

それから「都会⇒都会へ」ということです。なんで？と思うかもしれませんが、結構都会から都会へ来ます。このパターンの人たちは、後継ぎを必要としないお墓が必要になったのです。今いるところは継承者を決めて管理料を払っていく一般墓なのですが、これから先はできなくなるから、私どもの樹木葬のような後継ぎの必要のないお墓に改葬していくということです。（「境内地に樹木葬を」）

このように「現代版両墓制」や「地域内安心プラン」とか「境内地に樹木葬を」といった対応策を示しましたが、ただ造ってそのままにしておくのではなくて、宣伝すべきです。今の社会に合わせて皆さんに心地よく安心して生活してもらい、そして亡くなった後も供養しやすいように考えましたとか、現代社会を踏まえたシステムの導入について強調すれば多くの方に「良い取り組みをしている」と気づいてもらえるはずですよ。

それから私はですね、必然的に寺から離れていかざるを得ない墓ならば、これを追いかけても仕方がないと思っています。その人たちだって出ていきたいって思っているばかりじゃないわけです。産業構造の違い、家族構造の違い、様々なことがあって寺から離れて行かざるを得ない、なら

ばお寺も墓以外で人々の支えになるということも考えると、かえって墓も動かなくなるのではないかと思います。「別の国になる日本」ということで考えていきますと、一人世帯が4割になる、今こそサポートが必要なんじゃないか、心の支えが必要なんじゃないかと強く思います。これからのお寺の役割は、お墓にこだわるだけでなく、もちろんこだわりはいいことなのですが、それ以外のことをやっていくべきではないかと思います。人口学的にも予測できる単身社会になっていく中で、どういう風に家族機能を補ってあげられるか、そういうことが必要になってくるんですね。

2024年の4月に内閣府が「孤独・孤立対策推進法」という法律を作りました。身寄りのない人たちの調査をここ数年やってきまして、いかにその人たちを救うべきか、というようなことに着手し始めました。「社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣府に、孤独・孤立対策推進室を設置いたしました。政府一体となって孤独・孤立問題に取り組み、より一層的確に必要とする方に支援をお届けいたします」と言っていますが、国と公的な機関は宗教を入れられないんですよ。宗教と関係してはいけないというルールなんですね。宗教無しでどれだけ心が救えるかという問題もありますが、スコンと抜けてる部分があると思います。

そこは、宗教家たちが救えるところではないかと思っています。

実は私どものエンディングセンターには、色々な国から「墓友」活動について取材が入っています。世界で一番高齢化率が高い日本で、この問題にどう取り組んでいるのかが関心事となっているのです。スイスの国営ラジオ放送では、タイトルが「超高齢化社会を乗り切るための日本レシピ」といいまして、「本番組では、欧州でも同じような問題が顕著化している、シングル世帯（単身世帯）の高齢化問題を取り上げる。日本での現状を伝え、今後、欧州にも押し寄せる高齢化社会について、リスナーのひとり一人が考えるきっかけを得られる番組内容となる」というのです。先ほど「別の国になる日本」と申しましたが、一人世帯が4割以上になっていきます。ここにサポートできなければ、社会・人々は辛いと思うのです。

### 「認定NPO法人エンディングセンターの活動」

エンディングセンターがやってることをお話しします。これは全部お寺がやると良いことだと私は思っているんですよ。エンディングセンターの三本の柱は、①後継ぎを必要としない、桜をシンボルとした樹木葬「桜葬」墓地です。形は集合墓です。だからどこか1人くらい跡継ぎが欠けても、みんなで守っていくことができます。そしてみんな仲良しになるというきっかけもあります。次は②墓を

核とした「結縁」です。「墓友」活動をしています。かつて一つ屋根の下で家族団欒をした人たちが、子どもが出ていき、夫婦だけになり、配偶者がなくなれば最後みんな一人になってしまう。そういう人たちが墓を核とした中で集まれる、「もう一つの我が家」を持っています。今度ひな祭りをやりますが、お食事会など色んなことをやっています。かつてあった家族の温もりみたいなものを感じて、「またくるからね」と言って去っていくような活動です。食べるものが挟まると非常に滑らかになるのでいいかなと思っています。「向こうに行ったらワインで乾杯しましょうね」「死んだら地下の中でこんなことしましょう」なんて話をしてますし、「そう思うことによって死が怖くなる」とおっしゃってたりもします。また桜葬メモリアルという合同祭祀で、みんなで亡くなった人を追悼しております。さらに③エンディングサポートです。「おひとりさま」が多くなるわけですから、自分の死後を誰がやってくれるのか心配でたまらないという人たちが、すごく増えています。そこをサポートしています。私たちは火葬場まで行って骨上げも全部やります。あらゆる動物の中で、人間だけが「埋める」という行為をします。ならば「埋葬までが人間の尊厳である」ということで、私たちは埋葬までのシステムを作っています。そして、エンディングサポート契約者の属性ですが、未婚の人が45%、子供のいない既婚者が30%、これで75%ですね。

## 『生前・死後サポート』に関しての感想・想い・要望』

そして最後ですが、「生前・死後サポート」に関しての感想・想い・要望というものを少々お伝えします。

・「死後サポート」は本当にありがたい必要なサポートだと思います。お蔭様で死ぬ事に不安がなくエンディングセンターの〈もしもの時の連絡カード〉を部屋に置いて安らいで居ります。

・「社会に必要な組織」だと思います。多くの人に知ってもらえるよう、さらにPR等広めて頂きたいと思います。

・単身の高齢者がどんどん増えている昨今、子供がいてもみんな自分達の暮らしがあるのですから、エンディングセンターの在り方は現代社会の欠けている部分を補うとても良いお仕事だと思っております。

「墓じまい」とは、昭和に人口移動した人たちが故郷の墓を守るかどうかという時に、移動地の方に墓を作る人が多くなって、そして遺骨が移動されているということです。しかしこういう動きを止めることはできないのです。「両墓制」をしたり、色々対応策もあると思います。しかし、それだけではない。今もっと求められていることがあるということを、消費者目線ですけれども、申し上げておきたいと思います。私どものやっていることは、お寺さんがやっていたら本当にありがたいことだと思います。

## 【パネリスト報告】

### 1. 過疎地域における墓じまい

西村昭仁（石見教区長福寺住職／宗議会議員）

島根県の人口は、現在64万人ほどで都道府県では下から二番目、過疎地域の最先端をいっております。私の寺がある大田市の波根地区は、2024年の人口が1119人ですが、30年後には半分になるといわれています。なぜかという、若年層の多くは都市部へ移住してしまうからです。

本日のテーマ「墓じまい」ですが、人口減少・少子高齢化が田舎は特に進んでいます。団塊の世代は職場を求めて大都市へ移住し、就職をしました。そして生活基盤を築き、子どもを生みました。そうすると子供はそこが地元になるのです。団塊世代の親達は島根に住んでいます。その親が亡くなると、団塊の人たちは葬儀のために一時的に帰郷されますが、納骨をどうするかという課題が生じます。そこで一番言われるのが「子どもに迷惑をかけたくない」です。「それはご先祖さまをもう放ってしまうのですか？」と私は言いたいんだけど、そういった世代の方々は自分中心です。宗教に対する考え方や寺に対する思いが、昔の世代と全然違います。「子どもに迷惑かけたくないし、お墓を持っていくわけにもいかないから、ご先祖さまはここで納骨させていただきませんか」というような話が多くあります。特に2010年くらいから増えてきました。

最近では散骨が流行っていますが、島根県民にはあまり好

まれていません。数は非常に少ない。なぜなら、島根県は日本海に面していて、漁業が盛んなところですよ。海に散骨するのはちょっと抵抗があるという方が非常に多いのです。我々島根県民にとっては、永代供養墓の方が好まれています。自坊でも檀家さんから多くの要望があったので、永代供養墓を平成20年に建てました。

石見地区にあるお寺は51ヶ寺です。その中で、正住職がいる寺が33ヶ寺にとどまっていますが、永代供養墓を作っているお寺は約20ヶ寺に上ります。それだけ需要があるということです。自分のお墓として使う、あるいは都会に出ている方が両親の遺骨をそこに納めて、自分の居住地に新たに墓地を求めるといった形もあります。そのため納骨を希望される方と我々住職が密に相談をして、最終的に双方が納得いく形で決めております。

そして石見教区の取り組みとして、毎年1回、増上寺をお借りして、石見教区東京法要を勤めています。これは石見教区51カ寺が、都会に出られたお檀家さんに声かけをして集まってもらいます。なかにはすでにご先祖さまのご遺骨を永代供養墓に入れられたお檀家さんもいます。何より嬉しいのは、親子三代、お孫さんも連れて法要に来て下さる方がおられることです。この取り組みで、菩提寺や石見のことを、少しでも次の世代に伝えていければと思っています。そしてお檀家さんともっと密に話しをして、お互いに気持ちの良い形でご先祖さまの供養ができればと考えて

います。

## 2. 墓じまいと新たなお墓の動向について

赤羽真聡（株式会社鎌倉新書常務取締役付／株式会社ハウススポーツクラブ代表取締役社長）

「墓じまい」は2022年で約15万件、2023年では16万件を超えています。昨年3月に実施した鎌倉新書「第3回 改葬・墓じまいに関する実態調査（2024年）」によると、「改葬・墓じまいの検討理由」として一番多いのは「お墓が遠方にある」（54.2%）、次いで「継承者がいない」（44.8%）となります。

また「第15回 お墓の消費者全国実態調査（2024年）」より「購入したお墓の種類」を見ると、樹木葬（51.8%）、納骨堂（20.2%）、一般墓（19.1%）で、圧倒的に樹木葬が人気です。樹木葬の購入者にその理由を聞くと、「子どもや後継者に迷惑をかけたくない」（45.2%）、「後継者がいない」（29.6%）となり、約75%が継承者が不要であることを理由に購入していることが分かります。またよくあるパターンとして、「遺骨の半分は樹木葬、半分は海洋散骨」、「遺骨の半分は一般墓、あとは手元供養」という形をとることもあり、埋葬のあり方が多様化しているようです。これら埋葬の多様化は、家族の構造の変化に伴うものと考えています。

私ども会社では海洋散骨を手掛けていますが、海洋散骨

は、何らかの祭祀を伴って行われることが多いようです。船上で仏式の法要を行った後に散骨をする事例もございます。ほかには、ご家族の思い出を語り合いながら散骨ポイントまで行ったり、故人がカラオケが好きだったということですと歌っている人たちもいらっしゃるとか、自由な形式で亡き人を偲びながら散骨を行うようです。

「墓じまい」は今後も増加すると思います。また埋葬方法の選択肢は一層増加するでしょう。近年、家族の構成や価値観は変化し多様化しておりますので、それに合うような選択肢、より良いサービスを皆さまに提供していきたいと思います。

### 3. 墓じまいに伴う諸問題～法律的視点から～

齊藤善隆（弁護士／長野教区天然寺副住職）

まずお伝えしたいのは、法律がすべて正しいわけではないということです。そして、それぞれの主観が衝突する場面において、1つの基準となるものが法律であるということ念頭に置いていただきたいと思います。

「墓じまい」に関する具体的な事例として、第1に離壇料の問題、次に使用者不明墓地改葬の問題を挙げてみたいと思います。

第1に離壇料の問題。寺院は「墓じまい」に際して離壇するというお檀家さんに、離壇料を請求することは可能でしょうか。これは法的な根拠がないので、支払いを強制す

ることができない、というのが法律家としての回答になります。民法では不法行為や不当利得、事務管理の費用償還請求等、特定の場合には法律上の請求権が生じる場合を規定しています。しかし、どう解釈しようとしても、離壇料の問題はこれら民法上の根拠には当てはまりません。過去に合意がある場合に限り請求できるのですが、江戸時代に成立し継続してきた檀家関係において、離壇料を明確に取り決めたことを証明するのは不可能に近いと思います。ただ、最近、墓地使用規則や檀信徒規約において、一定の場合に離壇料を請求できるという規定を定めることは不可能ではありません。こういった規約を双方が合意している場合には、請求できる余地が出てくることになります。あとは任意で払ってくれば、ということなのです。

次に、使用者不明墓地改葬の問題。法令上、「使用者不明墓地の改葬と関係する規定」は、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第3条」に一文があるのみです。その内容も、行政的な手続きとして一定の書面を提出するということの中で書かれているのみです。「死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかった旨を記載にした書面」。これを見ると、官報に掲載して墓地に1年間立札を立てれば撤去できるように

思えます。実はそれをしたにも関わらず訴えられて負けたという裁判例がございます。結果として、住職は無縁墓地かどうかの十分な調査義務を果たしていないから過失があるということになったのです。

法律上の問題は、請求等がされて初めて顕在化します。ですから、顕在化していない時点で、できる限りの予防的措置が取れば最善であり、仮に問題として顕在化したときには初動が大事です。まずは相談を受けた段階で一度預かって確認をするということをお勧めします。次に、普段からコンプライアンス（法令順守）や法律がどうなっているかという意識を持って活動していくことが、社会からの肯定につながると思います。

一方で、世の中には訳のわからないことを言うてくる人がいるのも確かです。そういった場合には、やはり恐れずに我々は法令を順守しているんだということを前提に、胸を張って対応していただいて良いと思います。住職とお檀家さんとの信頼関係が問題の解決につながるものがたくさんあります。普段からいかに信頼関係を築いていくかということが、やはり大切であろうと思います。

#### 4. 「墓じまい」の功罪～吊いの喪失がもたらすもの～

鵜飼秀徳（ジャーナリスト／京都教区正覚寺住職）

いま再び、「薄葬」の時代を迎えています。歴史を振り返ると、葬送・埋葬が手厚い「厚葬」と、逆の「薄葬」と

いうのは、繰り返しています。これはある種の社会的なブームです。「墓じまい」もブームですが、かなりマスコミやSNSの影響が大きいと思います。今やっかいなことに、継承者がいるにも関わらず、「子供や孫たちに迷惑をかけたくない」という常套句で「墓じまい」する人たちが現れています。20年くらい前までは、こんなことしたら「墓あばき」です。タブーとして一族から追放でした。このタブーが取り払われた理由は何かというと、私は長寿化だと思っています。

今はもう100歳まで生きる時代になって、20年30年も施設生活で生活し、自宅で亡くなる比率も非常に下がってきております。そうすると都会に住んでいる子供や孫と、故郷の両親や祖父母とが分断されます。当然、村社会とも分断されるので、弔いは薄くなっていきます。

葬送は文化であり、社会の流行に影響されます。近代における「厚葬」の流れは、明治期の国家神道と、戦争で肥大化した英霊の弔いに源流があります。現代は「薄葬」の時代に入ってきたということです。これは、「葬儀の費用を払いたくない」という単純なことではありません。あくまでも、弔う側と弔われる側との関係性の問題だと見ております。つまり、弔いたくないわけです。なぜかというと、ペット葬は肥大化をしているわけです。ペットは人間と同居を始めました。だから関係性が濃くなりファミリーになったのです。けれども、人間は老人ホームへ分断され、関

係性が薄れている。弔いも薄まっていく。これは当然のことです。歴史的なエポックメイキングが起きない限りは、「葬送の簡素化」は元に戻らないでしょう。その上で、中長期的な弔いのあり方を考えることが必要ではないかと思えます。現在、ブームは樹木葬に移っておりますが、これもいつまで続くか分かりません。

では「墓まいり」というのは社会にとって大事なのか、ということですがけれども、「墓まいり」が非常に熱心な鹿児島県では犯罪率が低いというデータがございます。さらに、墓まいり習慣のある子はない子より利他心が強い、つまり相手のことを思いやれるというデータもございます。

私は、20歳前後の大学生に対して毎年、お墓に関するアンケートを行っています。これは宗門とは関係のない、東京農業大学で行っていますが、「墓は必要か」という問いに対して、「必要ない」(1%)、「なくていい」(8%)というのは合わせて9%にすぎません。これは毎年同じ結果が出ます。「絶対に必要」(21%)、「必要」(37%)、「どちらかといえば必要」(21%)というものを合わせると8割になります。さらに「あなたは墓をいつまで守るか」、やはりこれも「ずっと守っていく」が63%、「祖父母の代まで」14%、「親の代まで」15%、「早くお墓を処分したい」はわずか3%にすぎません。つまり子どもたちが考えていることと、今の団塊世代あるいは団塊世代よりも下の世代が考えていることは、全然違うということです。やはり「墓じ

まい」する前には、孫やひ孫ぐらいまで含めて、じっくり意見をすり合わせていく必要があると思います。

### 【全体ディスカッション】

パネリスト：西村昭仁、赤羽真聡、齊藤善隆、鶴飼秀徳  
コーディネーター：名和清隆

●**名和** まずは各先生方に質問をさせていただいてから、皆さんからの質問に移らせていただきたいと思います。西村先生、お檀家さんが出て行った地域によって、「墓じまい」を選択する人の割合というものが異なるのでしょうか？

●**西村** 広島や近畿大阪方面はすぐ車で帰ってこられる距離なので、比較的少ないです。やはり関東圏が非常に多いかなあと考えています。そういった危機感から、石見教区での東京法要という流れになっています。

●**名和** 海洋散骨を行う中で、遺骨の一部を散骨する「部分散骨」と、全部の遺骨を散骨する「全骨散骨」の割合は、どの程度でしょうか？

●**赤羽** 7割のお客様が「全骨散骨」、3割が一部手元に残す「部分散骨」です。一方、「墓じまい」から散骨される方は、100%「全骨散骨」です。

●**名和** では「全骨散骨」をした人の場合、その後の手を

合わせる場所の問題や、供養の実態はどうなのでしょう  
か？

●**赤羽** メモリアルクルーズという船がありまして、まい  
た所と同じ座標ポイントにお手向けしに行けます。いわゆる  
お墓参りですね。もう一つは、羽田空港の第二ターミナ  
ルの横でお手向けしておりますので、皆さんが飛行機で出  
張や旅行などされる時に、ターミナルから海を見て手を合  
わせていただくようお話ししております。

●**名和** 齊藤先生、墓地規則をこれから作る場合に、参考  
にできる資料があるのか、またもし新しく墓地規則を作っ  
た場合、檀信徒に発布するにあたっての手続きを教えてい  
ただければと思います。

●**齊藤** まず、墓地使用規則の雛型については、浄土宗の  
HP等で確認していただければと思います。周知の仕方だ  
すけれども、一つは総檀信徒総会等による承認を得ること。  
そして、檀信徒以外の墓地使用者がいる場合には、個別の  
通知を送ること。あとは一方的な通知ではなくて、一定期  
間の異議申し立て期間を設けた上で、その期間内に返答が  
ない場合には、同墓地規則に同意したとみなす、というこ  
とを明記することが大切であると思います。また、同意さ  
れたという概形を作っていくことが大事だと思います。

●**名和** 鵜飼先生にお尋ねします。厚葬・薄葬というキー

ワードには、実は遺体の処理の問題、具体的にはお墓や遺体遺骨をどう扱うかという問題、また靈魂の処理の問題、仏教でいうと供養、また個人に対する顕彰、そういった異なる二つの要素が込められていたんじゃないかと思うのです。この二つの要素、つまり遺骨の扱いと供養という両者は、密接な関係を持つとお考えでしょうか？より具体的に言うと、お墓とか遺骨の扱いを、なにか簡素に粗末にすると、それが故人への想いや弔いというものをないがしろにするという傾向に繋がるかどうか、いかがでしょうか？

●**鵜飼** 例えば関西の一部地域では、「両墓制」という形態をまだとっており、遺体を埋めるお墓を「捨て墓」といいます。つまり遺体に執着しないのです。むしろ遺体が埋まるお墓のほうが、穢れ不浄の存在です。それを造ったうえでさらに、「詣り墓」という魂が入る墓を造るのです。その地域ではむしろ遺体が埋まらない方の墓を大事にするわけです。だからお墓といっても、地域によって考え方が違うのだと思います。その上で今後、「墓じまい」つまり遺骨を取り出して墓を撤去したとしても、例えばモニュメントや手を合わせる場所、あるいは仏壇とか、何らかの遺族の拠り所となるようなものが置き換わっていく可能性は十分あると思います。

●**名和** 続きまして、今日ご参加の皆さまからの質問です。「石見教区で永代供養墓を持つ20カ寺の寺院が、もしも廃

寺になった場合、永代墓を継承する方法は話し合われているのでしょうか？」

●西村 今後20年30年で、お檀家さんの数は半分くらいになって、「お寺じまい」という事態が起こってくるんじゃないか。お寺を合併するとか、吸収合併、廃寺みたいな話しが出てくると思います。その時に、永代墓を誰が管理するのかという問題が必ず出てくると思います。今のところ話し合いや連携はなされていないのが現状です。

●名和 「樹木葬等、どのくらいの費用を考えれば良いのでしょうか？」というご質問でございます。

●赤羽 鎌倉新書が出している最近のデータでいうと、平均価格で約65万円です。樹木葬でも色々形式があって、多分安ければ30万円、高ければ150万円とか様々かと思えます。

●名和 「寺院規則や墓地利用契約書等に、『何年間連絡がつかない場合は、お寺にて墓地を強制撤去する』というような合意を事前にとることで、お寺が使用者不明の墓地を撤去することは可能になるのでしょうか？」

●齊藤 墓地使用について、契約の解除条件というものを双方合意しておけば、その条件に合う時には解除できます。他方で、使用者不明墓地等にあたる場合には、解除の手続きが別途行政との間で必要になりますので、墓地埋葬法施

行規則にあるような官報掲載などは、手続きとして必要になると思います。

●**名和** 「墓じまいを拒否したら、檀信徒から訴えられるのでしょうか？」

●**齊藤** そもそも拒否可能かどうかという問題があります。一つは墓地埋葬法上は、墓地管理者が改葬許可を求めてきた者に対して、一定の書面を交付する義務があるのです。もし拒絶した場合には法律違反になります。また、物理的に山内に入ることを規制するような場合には、墓石撤去を希望する所有者に対しての、所有権の侵害に当たります。ですので、所有権侵害のもとに、例えば先ほどの不法行為に基づく損害賠償請求であるとか、あるいは民法上の所有権に基づく妨害排除請求として、拒否できないといえます。つまり、「墓じまい」は拒否できません。

●**名和** 「各寺院、実際にはどのような永代供養をされているのですか？」

●**西村** 永代供養墓に納骨されているお檀家さんに対しては、三法要の時に、供養墓の名簿を読み上げ廻向しております。また春秋彼岸には、供養墓の前でお勤めをさせていただいております。また納骨されたときに、永代祠堂に位牌やご本尊を預けられる場合もあります。

●**名和** 「散骨した海域というのは、正確に特定できるも

のなのですか？」

●**赤羽** 散骨ポイントは、座標を必ず取っております。後日、場所・日時・座標を書いた「散骨証明書」を発行しております。同じポイントで散骨したいという方が結構たくさんいらっしゃいます。

●**名和** 「京都市では、ペットと同じ墓に入ることが条例で禁止されていますが、守る必要はあるのでしょうか？また、ペット霊園は倉庫業であるが、無許可で経営している寺院が多いようです。問題は顕在化しないのでしょうか？」

●**齊藤** 弁護士としては法令を順守して下さいということなのですが、法令を破ったとしても罰せられるかどうかは、その法令に規定があるかどうかによって変わってくるといえます。

●**名和** 「墓じまいのブームが進行している現実と、鶴飼先生が学生さんに行ったアンケートの結果では、全く別の回答が出ています。これらを踏まえ、今後お寺や僧侶はどのような行動が必要だと思いますか？」

●**鶴飼** お孫さんとお祖父さんが考えていることが全然違うというケースがあるので、親族間でよく話し合うことが必要かと思います。お坊さんにとって必要なことは、やはり丁寧の説明すること。「墓じまい」もすぐに結論を出すのではなく、やはり1年くらいかけて、住職がメリット・

デメリットをきっちり丁寧に説明することが大切だと思います。「墓じまい」が起きている原因の一つとして、説明の足りない住職が多いのではないのでしょうか。もっと民間業者が行っているようなホスピタリティを、住職がちゃんと学ぶべきだと思います。

●**名和** 最後に各発表者に質問を一つだけさせていただきます。「墓じまい」という問題に、宗全体として取り組むべき施策のポイントがありましたらご教授ください。

●**西村** 過疎地域のお寺が廃寺にならないよう、皆さんのお知恵を拝借し、そうした施策を考えていかなければなりません。この危機感を田舎からどんどん発信してお伝えするので、浄土宗の寺院が1カ寺でも多く活動できるような状態を作っていただきたい。

●**赤羽** 実態やお客様の声に目を向けていただいて、親身になってお客様と話していただくことが大事と思っています。

●**齊藤** 一つは法的な問題の事前予防を考えていただくことが大事かと思います。また、住職一人で問題を抱え込まないように、相談する窓口を宗としても準備していただきたいです。あとは、お檀家さんがお寺への負担を嫌がっているということもあるかと思いますので、「お墓があるからお寺のお檀家である」という考え方を少し離れられるように、「お墓が無くてもお檀家」という形を是非検討してい

ただきたいと思います。

●**鵜飼** 「墓じまい」は、今後急拡大していくと思います。選択的夫婦別姓の拡大は、おそらく「墓じまい」を加速させるでしょう。そうなるとういの形も変わり、家単位で継承されてきた墓も今までとは違うようなデザインが流行していくと思うんですよ。同時に、宗門として柔軟に将来を考えるのであれば、暴論になりますけど戒名の廃止でしょうね。俗名でのういを容認していくということかと思いません。

総研叢書 第14集

寺院運営アップデート  
—法律・広報・ITを活かすお寺のこれから—

令和8年3月1日 発行

編集 浄土宗総合研究所  
発行 浄土宗

浄土宗宗務庁

〒605-0062 京都府京都市東山区林下町400-8

TEL 075-525-2200(代)

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4

TEL 03-3436-3700(代)

<https://jodo.or.jp/>

浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4

TEL 03-5472-6571(代)

<http://jsri.jodo.or.jp/>

